

松本市子どもの権利擁護委員
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和6(2024)年度
活動報告書



松本市子どもの権利擁護委員

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子もいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子も愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文から】

表紙 「隠れうさぎのうーちゃん」

心のモヤモヤを恥ずかしくて言えない、うーんと悩んでる
様子を名前にしました。

協力：高校3年生のYさん

は　じ　め　に

各関係機関の皆さんにおかれましては、子どもの権利相談室「こころの鈴」にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

長野県内の小中学校における不登校児童生徒数は、令和5（2023）年度に過去最多の7,060人に達しました。これは前年度から1,325人の増加で、11年連続の増加となります。また、令和7年3月に発表された長野県内の20歳未満の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は令和5年は5.35人で全国平均を上回っている状況が続いています。

大人が、子どもの悩みに気づき、傾聴し、必要に応じて専門機関につなぐことが今、切に求められています。

松本市では、平成25（2013）年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて、同年7月に、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しました。相談室では、子どもにとっての最善の利益は何かを第一に考え、子どもの気持ちに寄り添った支援をしています。

ここに令和6（2024）年度の活動報告をいたします。

令和6年度の相談件数は、初回相談件数163件、延件数473件でした。前年より学校の対応、教職員の指導・対応、学習・進路の相談が増えました。

子どもたちの心のもやもやに耳を傾け丁寧に聞くことで、相談者の心が安らいだり、自分の力で前に進もうとする気持ちが持てるような支援を心がけています。

また令和6年度から初めて市立小中学校の保護者に「こころの鈴通信」を保護者用連絡アプリで配信しました。保護者も相談できることが周知でき、保護者の方の相談が増えたと感じています。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもたちや保護者のみなさんから信頼され、安心して相談のできる場所となりますよう、支援に努めてまいります。

松本市子どもの権利擁護委員

北川和彦

平林優子

石曾根正勇

もくじ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員からのメッセージ	1
II	松本市子どもの権利擁護制度について	7
III	相談状況・調整活動について	11
	統計資料：令和4年度、令和5年度、令和6年度 相談実績（実件数・延件数）	
IV	申立て・自己発意について	30
V	広報・啓発活動	31
	参考資料：携帯カード、ポスター、依頼文、こころの鈴通信第34～37号	
VI	研修・会議	43
VII	松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」相談員からのメッセージ	45
VIII	参考資料	49

松本市子どもの権利に関する条例

松本市子どもの権利に関する条例施行規則

令和6年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿／事務局

※『松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」令和6（2024）年度活動報告書』は、松本市公式ホームページでもご覧いただけます。

【ホームページQRコード】

※図表で用いているデータは、四捨五入を行っている場合、合計の数値とその内訳とが一致しないことがあります。（構成比についても同様）



I 子どもの権利擁護委員からメッセージ

『県内の子どもの権利条例の制定の動きについて』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

こころの鈴は発足して今年で12年目になります。子どもの権利条例に基づく相談救済制度は、長野県内にはこれまで松本市しかありませんでした。

しかし長野市で子どもの権利条例の制定が今年中にも予定され、オンブズパーソン制度（権利擁護委員制度）の導入も検討中とのことです。

こども基本法の制定を機に基礎自治体では子どもの権利条例制定の動きが活発で、長野県内ではすでに佐久市で制定され、安曇野市でも議会で審議中、小諸市でも動きがあります。こどもまんなか実行計画2025（6月6日閣議決定）にも各地域における取組の充実・推進への検討が盛り込まれました。

県庁所在地で条例が制定され、かつオンブズパーソン制度が導入されれば、他の自治体への波及効果に大いに期待できます。

子どものオンブズパーソンとは、スウェーデン語で子どもの代理人を意味し、行政から独立し、子どもの権利の侵害に関する調査・関係調整・勧告等を行う第三者機関で、子どもの権利擁護委員制度と同義です。

5月18日に長野県弁護士会の主催で、子どもオンブズパーソンを考える講演会とシンポジウムが行われ、私もパネリストとして参加し、松本市の実践を報告しました。荻原健司長野市長も参加され、オンブズパーソンの活動の実際を知っていただく良い機会となりました。

子どもの権利条例については、子どもの権利を明文化することへの抵抗感や、権利擁護制度を導入すると（権利が強くなつて）学校や家庭が円滑に機能しなくなるなどの考えから条例制定や制度導入に消極的な考えがあります。

しかしこころの鈴に寄せられるケースを検討をしていると、この制度が子どもの問題の解決にとってきわめて有用なことが実感されます。保護者や先生方の子どもは「こうあって欲しい」、「こうあらねばならない」という期待や指導理念は一旦は外に置き、当該の子どもを真ん中において、大人がどうかかわればその子の成長発達を実現できるか検討します。その上で（子どもの了解を得て）他機関に繋げたり、権利擁護委員が相手方と直接接触し、子どもの言い分を伝え、相手方の言い分を聴き関係を調整していきます。

この関係調整をしている中で、子どもの権利とはどういうもので、これを保障するとはどういう意味があるかが具体的にわかってくるのです。

令和6年の全国の子どもの自殺は529人、いじめの認知件数は73万2000件、不登校は34万6,000件、令和5年の虐待相談は22万5,000件、いずれも増えるばかりで減る傾向が見られません。

様々な相談窓口がありますが、それらの窓口は本当に機能しているのか、既存の救済制度は子どもと真に繋がっているか考える必要があります。

相談というとアドバイスすることと考え、大人が一生懸命自身の体験を話そうとしたり、一方的に指導や指示をしてしまいがちです。

しかしまずは子どもからじっくり話を聞くことが大事です。何を話したらいいか、どう話したらいいかわからない子どもがいますが、自分から話し出すまで待つことが必要で、話し出した内容をこちらが整理しないことが大事です。たどたどしくても話を聴いていく中で、子どもは悩みが自覚でき、解決する方向もわかっていきます。

子どもの話を十分に聞くことが出来れば、関係調整の方向性は明確になります。

こころの鈴や権利擁護制度は、他機関につなぐハブの役割も大きく、既存の制度の有効利用に繋がっており、既存の制度があるから必要でないと考える必要はありません。

難しく考えず、全ての基礎自治体に子どもの権利条例と相談救済制度を設けて欲しいと思います。

『子どもたちが過ごすそれぞれの場で「子どもの権利」の宣言・指針をつくりましょう』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

子どもの権利条約から松本市子どもの権利条例へ—実現への土台をつくる—

1989年に国連総会54条からなる「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択され、日本は1994年に158番目の条約批准国になりました。

「条約」は、国同士の約束で、国内の法律と同等の拘束力を持ちます。批准したそれぞれの国には適切な法律をつくりこれまでの法律を変えたりして、条約に見合った対応をすることが求められます。条約に適した内容を批准した国はきちんと行っているのか、批准国は 5 年ごとに国連の子どもの権利委員会に、権利擁護のための活動を報告し審査を受けています。国連の委員会は日本に子どもの権利に関する包括的な法律の設置を求めてきましたが、これまで国内法で対応できているという回答が続いていました。しかし、2016年に児童福祉法改正で、その理念によく「子どもの権利に関する条約の精神に則る」という文言が入り、その後の子どもに関する法律に明確に影響を与えています。「こども基本法」（2023 年施行）は、日本における子どもの権利の包括的な法律として実現したのだと思います。こども家庭庁が設置され、「こどもまん中」が掲げられるようになりました。子どもの参加の促進や、権利擁護のモニタリング、相談システムなどについて各自治体が積極的にその体制をつくるようになってきているようです。特に権利の主体である子どもが所属する場での権利侵害の問題については、第3者機関での子どもの権利擁護・権利救済機関の設置が次第に広がってきています。

松本市は、こども基本法施行より10年前の2013年に子どもの権利条約を自治体で総合的に実現させるための仕組みづくりを行う土台となる「松本市子どもの権利条例」を施行しました。子どもの権利が尊重される「子どもにやさしいまちづくり」をめざして様々な活動をしています。その活動のひとつとして、子どもの権利擁護の相談室「こころの鈴」を2015年に開設し、10年間活動を行ってきました。子どもの権利擁護の指針の存在は、子どもが過ごす様々な場でその意識化を図り、活動の方向性を決めるにつながる上で重要です。

子どもが過ごす様々な場で子どもの権利宣言・指針・規範をつくりましょう

たとえば医療の場の子どもの権利擁護においても、子どもの権利擁護のための指針となるものがされています。世界でいえば、1984年 WHO（世界保健機構）から、「病院における子どもの看護（勧告）」、同年 NAWCH（National Association for the Welfare of Children in Hospital）から、「入院している子どもの権利に関する十か条」が、さらに1988年にはヨーロッパ第1回子どもの病院会議で「ヨーロッパ病院のこども憲章」が出されました。子どもは病気を治すだけでなく、心理・社会・発達における権利を保障されます。親との分離がなく、遊びや教育が提供され、プライバシーが守られ、自分の関わる情報を提供され、子どもが決定に参加することなどが挙げられており、まさに子どもの権利条約に基づく医療の場における子どもの権利擁護の指針となるものです。「子どもの権利条約」は、小さな子どもへの説明のあり方（インフォームド・アセント）や治療や検査に向かう子どもの心理的準備（プリパレーション）、医療の中での遊びの重要性など権利擁護の方策を生み出し、それを専門的に実行できる専門

職も生み出していきました。医療を受ける子どもの権利擁護の方針を掲げている医療施設も多くなりました。直近では2022年に日本小児科学会から「医療における子ども憲章」が出されました。この作成には医療を受ける子どもを取り巻く様々な職種が参加しましたが、特にインタビューやアンケートによる子どもの参加があったことで、より子どもが主体であり、「権利を持っている」と認識できる表現になりました。

医療におけるこども憲章（2022年日本小児科学会）

*「この憲章は、すべての皆さんが平等に、そして当たり前にもついて、実現することを求めることができるもの（権利）について知りたくするために作成したものです」と書かれ、それぞれの権利に説明がついています。

- 1.人として大切にされ、自分らしく生きる権利
- 2.子どもにとって一番よいこと（子どもの最善の利益）を考えもらう権利
- 3.安心・安全な環境で生活できる権利
- 4.病院などで親や大切な人と一緒にいる権利
- 5.必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利
- 6.希望通りにならなかったときいいに理由を説明してもらう権利
- 7.差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
- 8.自分のことを勝手にだれかに言われない権利
- 9.病気のときも遊んだり勉強したりする権利
- 10.訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利
- 11.今だけではなく、将来も続けて医療やケアを受ける権利

他の分野はどうでしょうか（他分野のことで理解できていないこともあるかもしれません、勝手にあげてみました）。

[スポーツ分野]：「子どもの権利とスポーツの原則」（1988年）日本ユニセフと日本スポーツ振興センターが共同で作成しました。スポーツ現場での暴力や暴言、過度な勝利至上主義から子どもを守るために10の原則をあげています。単に指導者の心得ではなく、「子どもにはスポーツを楽しみ、安全な環境で成長する権利がある」という視点で作られ、現在さまざまな競技団体がこの原則に賛同して独自のガイドライン作成をしています。

[教育分野]：2022年「生徒指導提要」が改訂され子どもの権利条約が明記されました。指導は個々の児童生徒の健全な育成を促すことにあり、子どもの権利を侵害するものであってはならないとしています。その「指導」についても管理目的としてではなく、個々の児童を「支援」するものとして変化し、指導の名のもと、子どもの自尊心を傷つける行為は権利侵害であることを示しています。

教員個々が「子どもの権利」を理解して権利擁護の行動をとれるかにより、子どもが自分の尊厳が守られていると感じ、他者の尊厳を尊重する成長につながるものと思います。一方で子どもも教員自身も尊厳が守られているという環境づくりも重要なように思います。

[メディア]ユニセフ「子どもの権利と報道」取材時に子どもにどのような影響が出るか、本人の同意（アセントも含めて）をどうとるかなどを記載しています。子どもに関する報道上の権利侵害、二次被害などもメディアに関わる人たちも情報を享受する私たちも考えなければなりません。

子どもの権利擁護の指針があることで、子どもが権利の主体であることの共通認識を行い、各分野でどのように具体的に行動化や環境づくりをするのかを考えることができます。特に子どもと一緒に考えることが求められています。しかし、いくら憲章や指針があっても、子どもも大人も権利の主体が子どもにあることを理解し、自らの行動の意味を考えられることが必要なだろうと思います（毎年反省を込めて）。

『まず、子どもの話を聞くことから』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

昨年末、わが家にちょっとした出来事があった。

12月の半ば、隣の家を買い取った会社から「外壁を塗り直す工事をするのでよろしく」という挨拶があった。隣家の家族が県外に転居し、建物を購入した会社が、家をきれいにして新しい所有者に引き渡すことになったとのことだった。数日後に隣家の周囲に足場が組まれ外壁の塗装工事がはじまった。隣の家と私の家とのスペースは郊外のように広くないので、建物全体をシートで覆ってはいるが、私の家の近くまで足場が組まれており、場所によっては明らかに隣家との境を越えている箇所がある。おまけに、その足場が隣家の周囲を巡って壁伝いに1階から2階へと続いている、その気になれば足場を通ってわが家の2階のベランダに乗り移ることができるような状況にもなっていた。

その頃、松本市内の家に強盗が入ったという事件が全国ニュースでとりあげられており、年末年始を控えて、とても物騒な時でもあった。外壁塗装の業者に、「境界線を越えるという話は事前には聞いていないし、いつでも誰でも足場伝いに私の家までも登ってこられるというのは、安全の面から心配だ。夜間は入り口にバリケードを作つて欲しい」という話をしたところ、「上の者から、越境してもいいという許可をもらっています」という返事。「そんな話は聞いていない」と言うと、スマホで連絡を取り、「今すぐは来られないが、夕方には上の者が来ると言っています」という返事だった。その日の夕方になって足場の登り口を見ると、塗装業者が入り口に養生テープのようなものを巻き付けて帰つて行った。しかし、いわゆる「上の者」という立場の人は来なかった。

翌日も誰も家に尋ねては來ず、わが家も年末で忙しかつたのでそのままになっているうちに外壁工事は終わり、足場が撤去された。私が、「責任者が話しに来るまで工事はさせない」という強硬な姿勢ならば話は違つたと思うが、それほどまでに強硬な態度にでるつもりはなかつたことから、先方も急いで駆けつける必要がないと判断したのだと思われる。最初に挨拶に来た人は名刺も置いていかなかつたので、こちらから連絡の取りようもない。話の行き違いもさることながら、先方が全然話に來ない事に対する怒りのほうがどんどん大きくなつていつた。

結局、工事全体を請け負つてゐる会社の人がわが家に顔を見せたのは、お正月の松が開けてからで、最初にわが家に挨拶に来た人とは別人で、いわゆる「苦情処理担当」といった感じだった。こちらが何を言おうが工事はもう終わつてゐるし、被害もなかつたのだから……という感じで終わり、先方への不信感が残つただけだった。先方にとっては、些細な出来事だったろうが、私にとっては、何とも憤懣やるかたない気持ちの募つた日々で、初期対応について考えさせられた出来事だった。

ここでの鈴への相談のなかで「担任の先生や学校は信用できない」という言葉をよく聞くことがある。なぜそうなってしまったのかいろいろ考えてみると、初期段階での学校の対応がスムーズに行われなかつたことがその原因になっていることが多い。多くの事例に共通している初期対応での大事な点について、事例から示唆される点をあげてみたい。

その1つは、「迅速な対応」である。

私の場合、待つ時間が長くなりイライラの気持ちが募ってきたが、わが家に被害がなかったので「まあ、仕方ないか」と諦めることができた。しかし、自分の子どもが友人関係で苦しんでいるとなればそれはいかない。子どもにとっても保護者にとっても、少しでも早くトラブルを解決したいと考えるのは当然である。担任の先生が「それほど緊急を要する問題ではないから、後で話を聞こう」と思っているうちにどんどん後回しになっていくこともあります。子どもや保護者にとって大きな問題だから相談するのであり、そのうちに「先生に相談しても何もしてくれない」「先生は信用できない」となってしまうこともある。

2つ目は、「まず、子どもに話を聞くことから始める」ことである。

子ども同士のトラブルについて、子どもや保護者から担任の先生に相談があった場合、トラブルの内容や原因について、まず双方の子どもから詳しく聞き取り、可能な限り早い時期に事実関係をはっきりさせることが大切である。時間が経つと記憶が曖昧になったり勘違いがあつたりして、子どもに聞き取りをしてもトラブルの原因や内容が正確につかめないことがある。

解決が長引いているケースの中には、さまざまな状況から子ども本人への聞き取りが丁寧になされていなかったり、トラブルのあった子どもの一方からしか聞き取りがされていなかつたりなどして、事実確認がしっかりとなされていない場合が多い。

その際、トラブルのあった双方の子どもに対して、先入観や予断を持たずに話を聞くことが大切である。双方の子どもの話が食い違う時には聞き直しをしたり周りにいた子どもから話を聞いたりしなければならないが、そのためにもできるだけ早い時期に子どもから聞き取りをすることが大事なことはいうまでもない。

さらに、子ども同士のトラブルの指導で大切にしたい点は、行為の善悪だけではなく、もう一度同じような状況になったときに、どのように行動すれば良いのかを先生と一緒に考えることである。当事者の子どもと事実を確認しながら行為を振り返ることで、その時の自分の思いを相手に伝える方法を考え、自分が納得できる方法を見つけることができる。小さな頃からこうしたことを積み重ねていくことが、先生と子どもとの信頼関係を深め、子どもが安心して主体的に成長することにつながっていくものと思われる。

私たちこころの鈴も、引き続き、子どもが主体的に成長することができるような相談や支援に心がけていきたい。

II 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第1条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができると約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第15条、第16条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第12条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月1日 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第17条）

- ア 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- イ 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- ウ 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第18条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第19条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

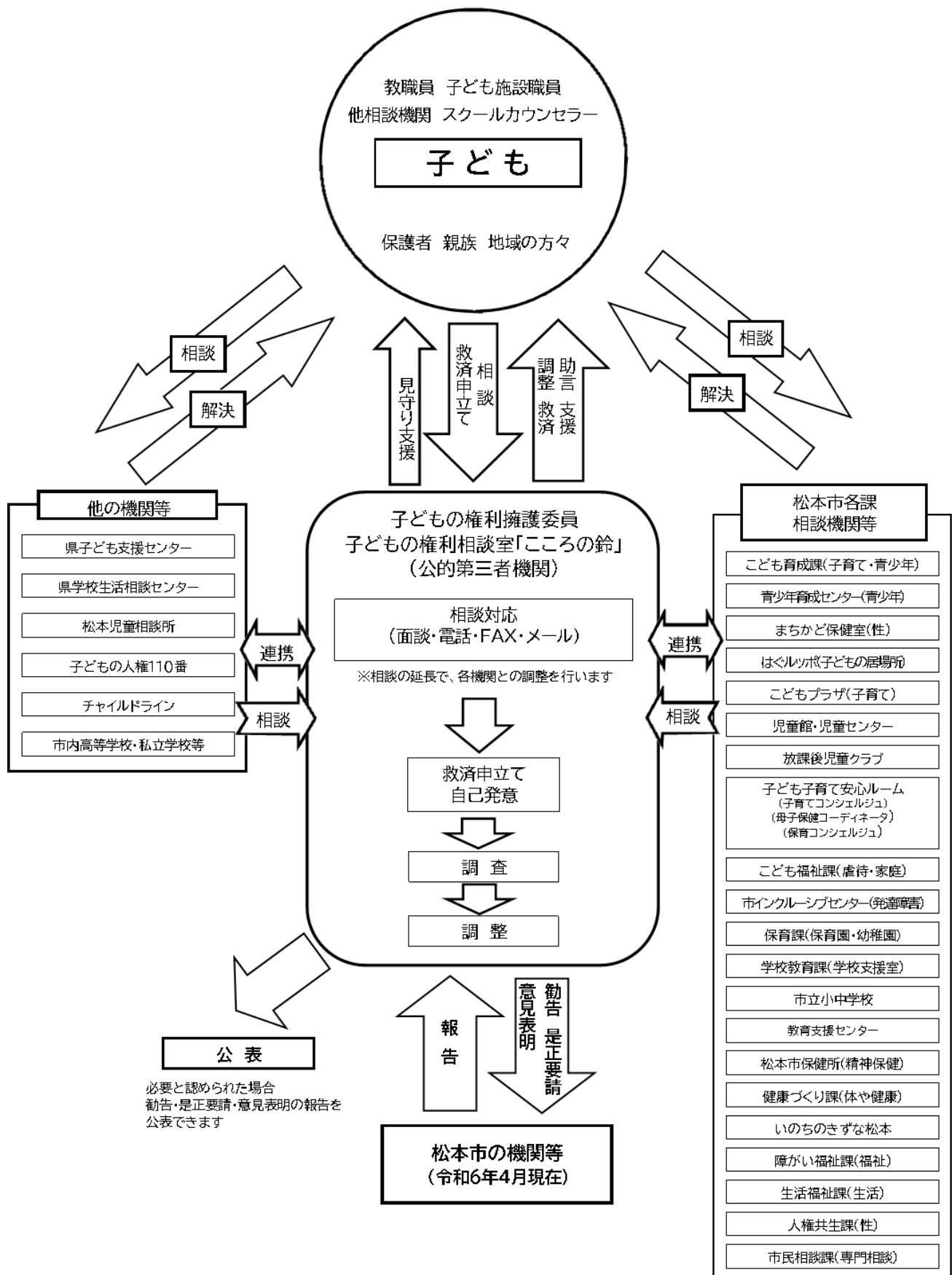
(4) 勧告などの尊重（条例第20条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳 細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任を妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 子どもの権利侵害に関する相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の 基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外も、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども 18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 談 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● FAX 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





松本市役所大手事務所
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口

松本市役所大手事務所 2 階
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口



III 相談状況・調整活動について

令和2年度から令和6年度までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

令和6年度の相談受付は、初回相談件数（実件数）^{*1}163件、延件数^{*2}473件でした（表1・図1）。

令和6年度は前年度に比べて、実件数が17件減り、延件数が47件増えました。

これは、児童センター等での出前相談件数が減った反面、保護者からの相談が増えたことが考えられます。

年度	相談件数			
	実件数			延件数
	新規	昨年度継続	計	
令和2(2020)	190	15	205	408
令和3(2021)	125	30	155	327
令和4(2022)	128	15	143	268
令和5(2023)	163	17	180	426
令和6(2024)	152	11	163	473

表1：令和2年度～6年度 年度別相談件数



図1：令和2年度～6年度 年度別相談件数

*1 実件数…1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

*2 延件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延4件と數えます。

2 月別相談件数

令和6年度の相談件数は、実件数は新学期が始まって間もない5月～6月に前年度を上回りました。延件数は、5月～6月、1月～3月に大きく増えています。(図2)

令和6年度は、児童センター8館訪問をし、33件の相談がありました。(p. 32表11参照)

令和7年度も計画的に訪問を実施して、現場で子どもたちの声を聴いていきたいと思います。

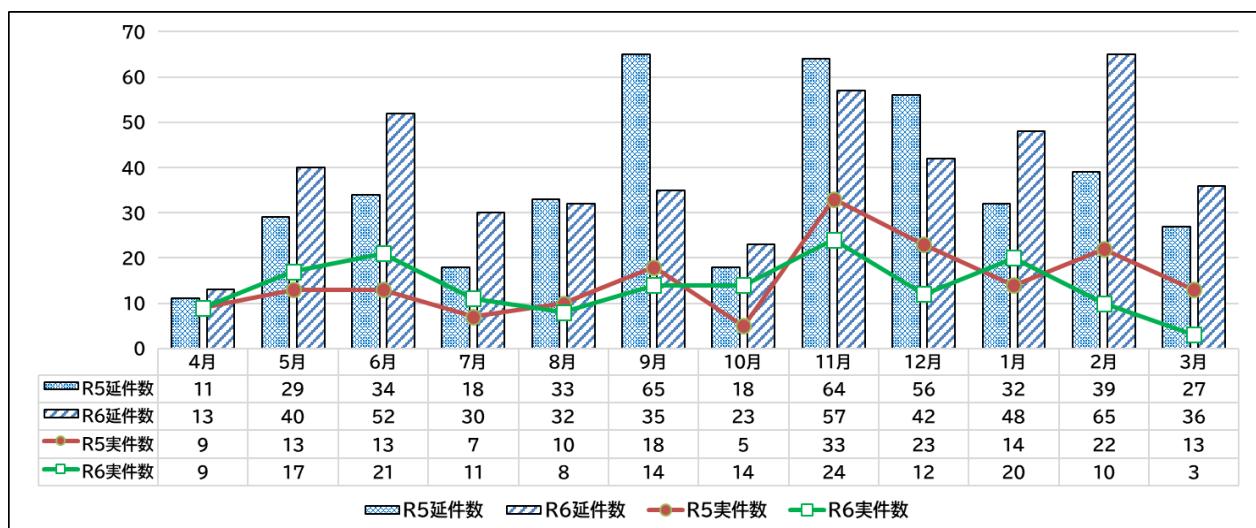


図2：令和5年度・令和6年度 月別相談件数（実件数・延件数）

参考 令和5年度・令和6年度松本市学校別等児童生徒数

年度	幼児(5歳以下)	小学生	中学生	高校生	合計
令和5年度	10,195	12,456	7,202	10,345	40,198
令和6年度	9,758	12,023	7,092	9,278	38,151

※ 幼児（5歳以下）は松本市公式ホームページ「令和6年年齢別男女別人口」（令和6年4月1日現在）から

※ 小中高校児童生徒数は令和6年度長野県教育要覧（令和6年5月1日現在）から

3 相談者

(1) 初回相談者数

令和6年度の初回相談実件数163件に対しての初回相談者数^{*3}は173人で、令和5年度の195人に比べて22人減少しています（表2・図3）。

小学生の初回相談人数が減ったのは、児童館・児童センターへの出前相談の回数が2館減り、相談件数も31件減ったためと思われます。（p.32表11参照）

出張相談により、信頼できる周りの大人への相談が、今後の悩みや辛さを相談する経験になればよいと思います。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和5年度	0	93	14	17	7	52	0	7	5	195
令和6年度	0	58	16	21	5	57	3	12	1	173

表2：令和5年度・令和6年度 初回相談者数（人）

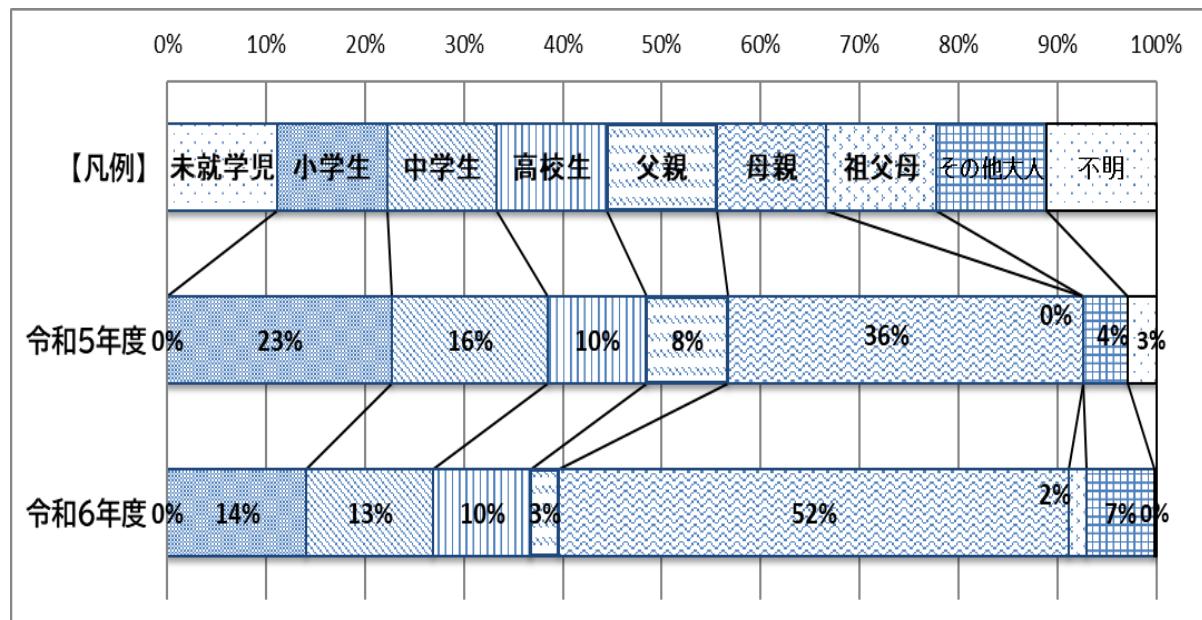


図3：令和5年度・令和6年度 初回相談者の割合

*3 初回相談者数…初めて相談をした人数です。相談実件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

(2) 延相談者数

令和6年度延相談件数473件に対して延相談者数⁴は498人でした。令和5年度に比べ延相談者数は48人増えました（表3・図4）。

また、小中学生・高校生を合わせた子どもからの相談が延183人で全体のおよそ37%でした。

大人は延314人で、父親は23人減りましたが、母親は95人増加しました。その他大人（その他の家族や学校関係者など）も14人増加しました。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和5年度	0	102	71	45	37	162	0	20	13	450
令和6年度	0	70	64	49	14	257	9	34	1	498

表3：令和5年度・令和6年度 延相談者数(人)

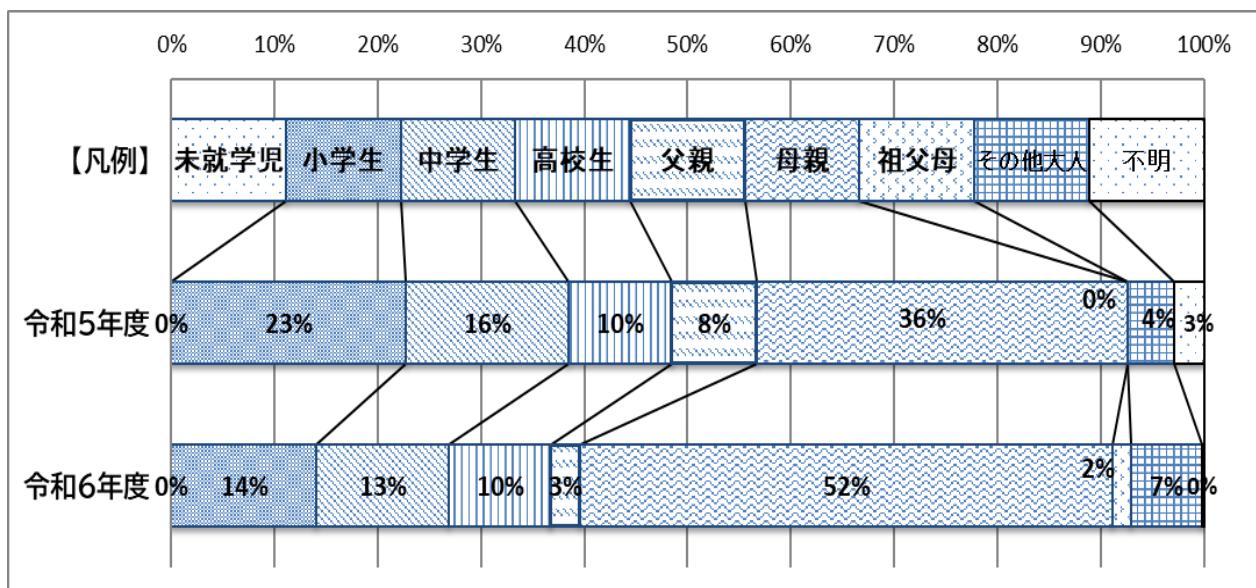


図4：令和5年度・令和6年度 延相談者の割合

*4 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

4 相談対象者

(1) 初回相談対象者

令和6年度の初回相談件数、初回相談対象者⁵は163人です。

小学生が81人で一番多く、続いて中学生44人、高校生29人となっています。未就学児は3人です（表4・図5）。

令和6年度は小学生が31人減り、中学生が7人、高校生が7人増えました。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和5年度	2	112	37	22	3	6	182
令和6年度	3	81	44	29	4	2	163

表4：令和5年度・令和6年度 初回相談対象者（人）

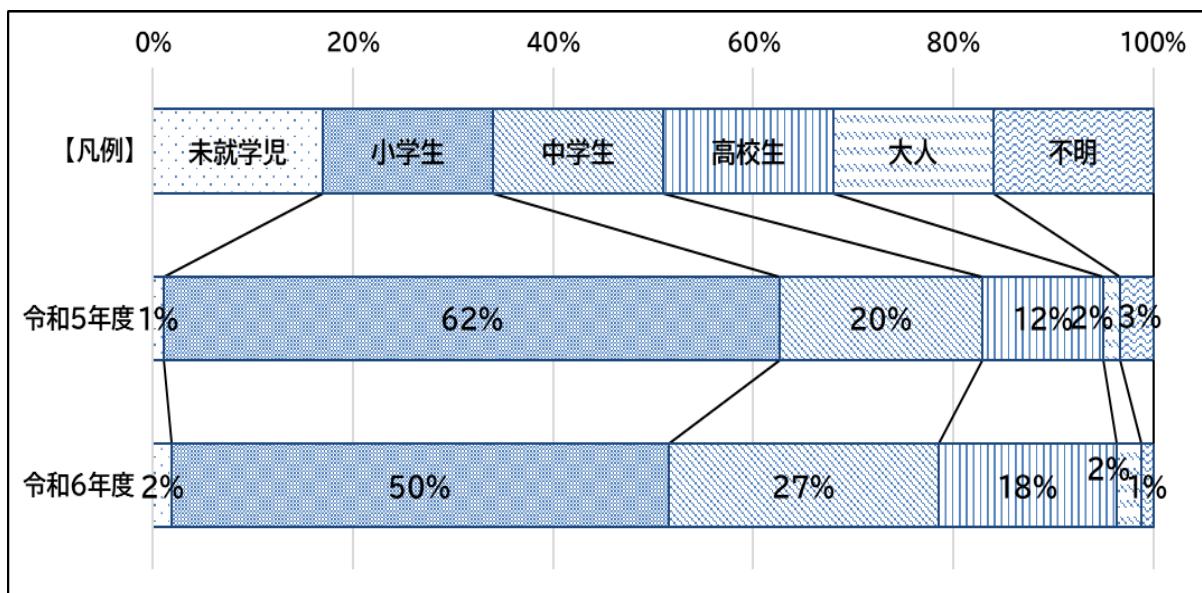


図5：令和5年度・令和6年度 初回相談対象者の割合

*5 相談対象者 … 相談対象者の子どもは未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象者です。

相談件数と数値が異なる場合は、1回の相談で複数の子どもの相談があるためです。

(2) 延相談対象者

令和6年度の相談延件数473件に対する相談対象者^{*6}は473人です。中学生が170人で一番多く、続いて小学生145人、高校生131人となっています（表5・図6）。未就学児は6人で、未就学の子どもの保護者等への周知が課題です。

令和5年度と比較すると、小学生が18人減り、中学生が19人、高校生が55人増となっています。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和5年度	3	163	151	76	24	14	431
令和6年度	6	145	170	131	19	2	473

表5：令和5年度・令和6年度 延相談対象者（人）

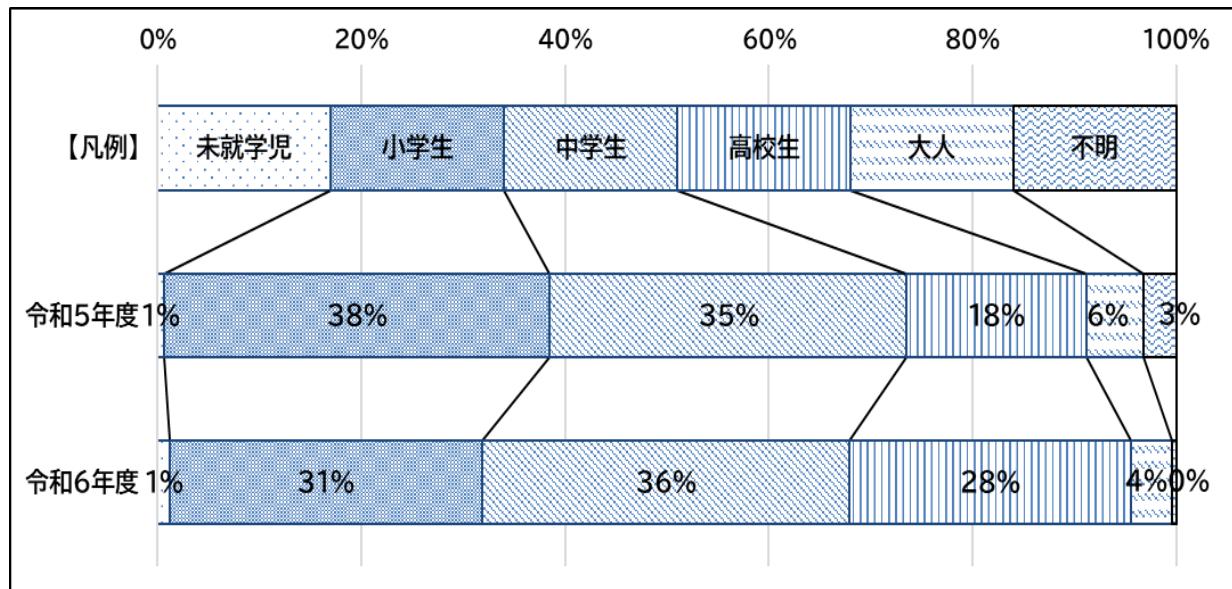


図6：令和5年度・令和6年度 延相談対象者の割合

*6 相談対象者 … 子どもは概ね本人が相談対象です。

5 相談内容

(1) 初回相談内容

令和6年度の初回相談件数163件の相談内容の内訳は、交友関係が42件（26%）で一番多く、続いて心身の悩み18件（11%）、いじめ18件（11%）、家族関係の悩み15件（9%）となっています（図7）。

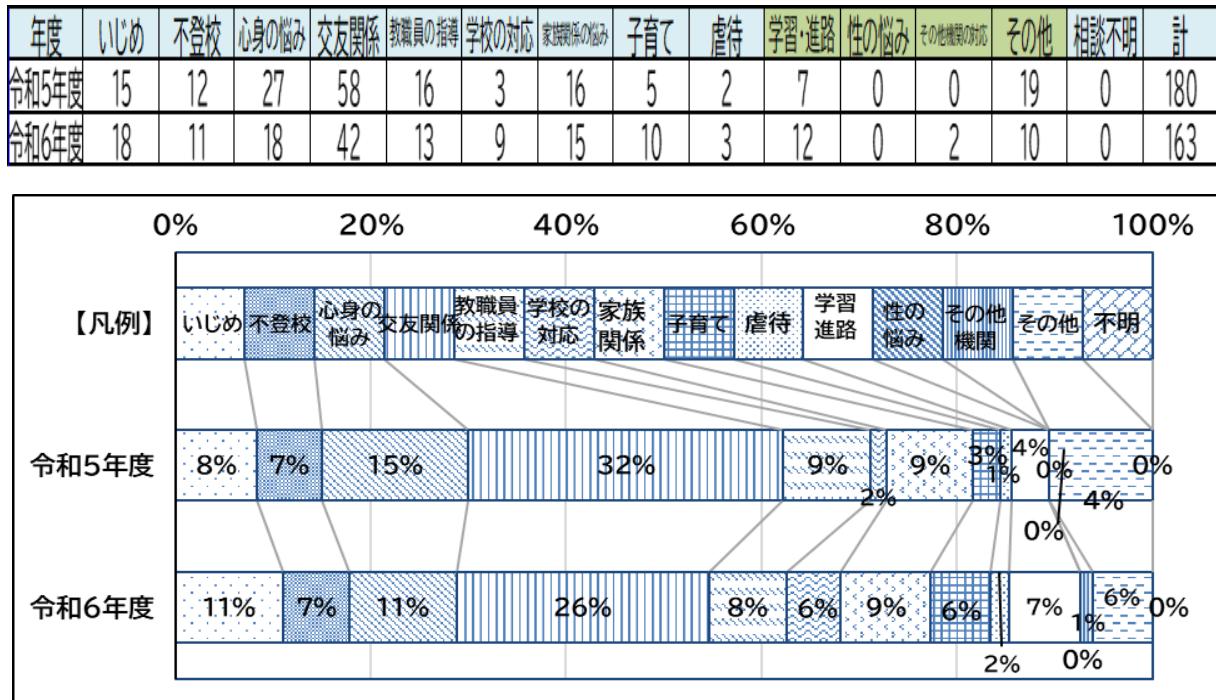


図7：令和5年度・令和6年度 初回相談内容の割合

令和6年度の初回相談者163人に対する子ども・大人別の相談内容の人数です。
子どもでは、交友関係が38人で一番多く、続いて心身の悩みが16人となっています。
大人は、不登校が11人、続いて教職員等の指導・対応が9人、いじめが9人、学校の対応が9人、子育ての悩みが9人となっています（図8）。

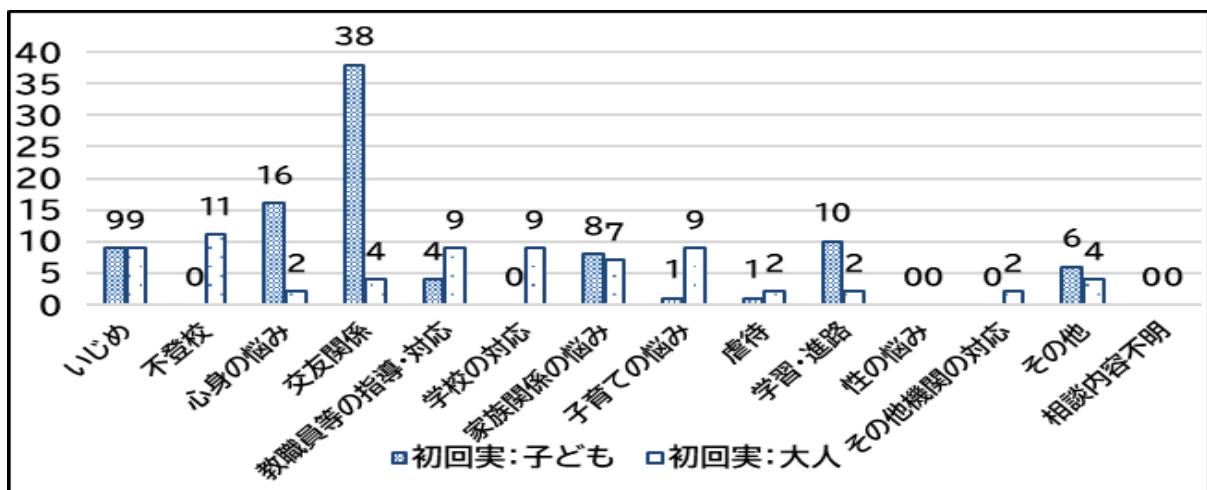


図8：令和6年度子ども・大人別初回相談内容別人数（人）

(2) 延相談内容

相談件数473件の相談内容の内訳は、子育ての悩みが135件（29%）、交友関係が71件（15%）教職員の指導・対応が50件（11%）、いじめが44件（9%）となっています（図9）。

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の指導	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関の対応	その他	相談不明	計
令和5年度	43	28	68	71	40	5	31	33	2	14	0	0	91	0	426
令和6年度	44	27	41	71	50	18	35	135	5	27	0	3	17	0	473

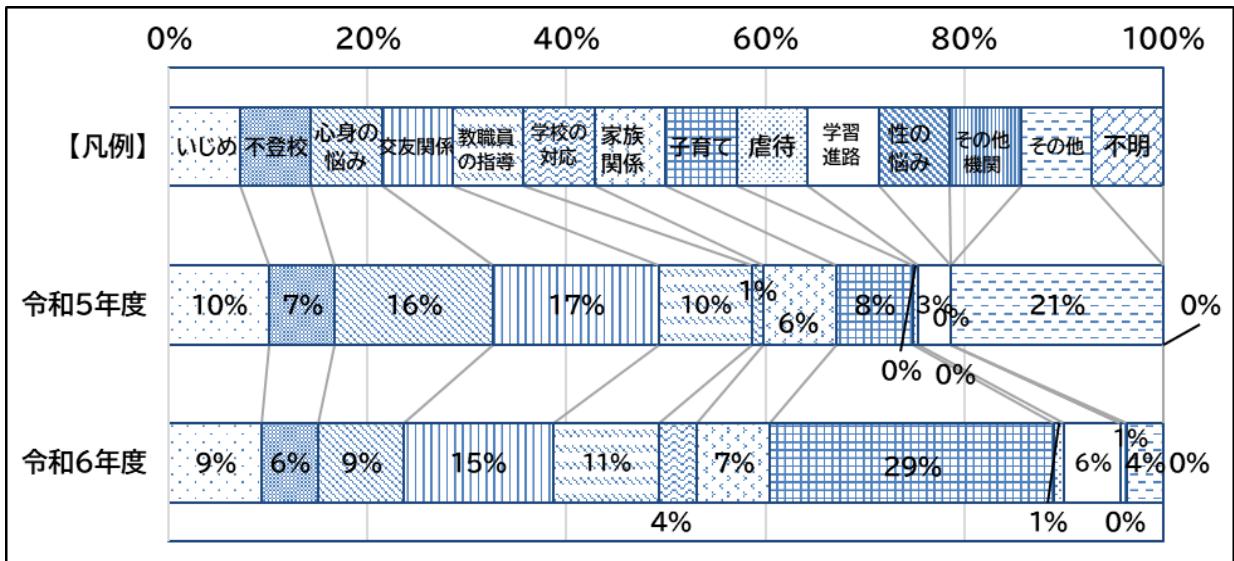


図9：令和5年度・令和6年度 延相談内容の割合

令和6年度の延相談者498人に対する子ども・大人別の相談内容の人数です。
子どもでは、交友関係が65人で一番多く、続いて心身の悩みが38人、学習・進路が25人となっています。
大人は子育ての悩みが134人、教職員の指導・対応が44人、いじめが34人となっています（図10）。

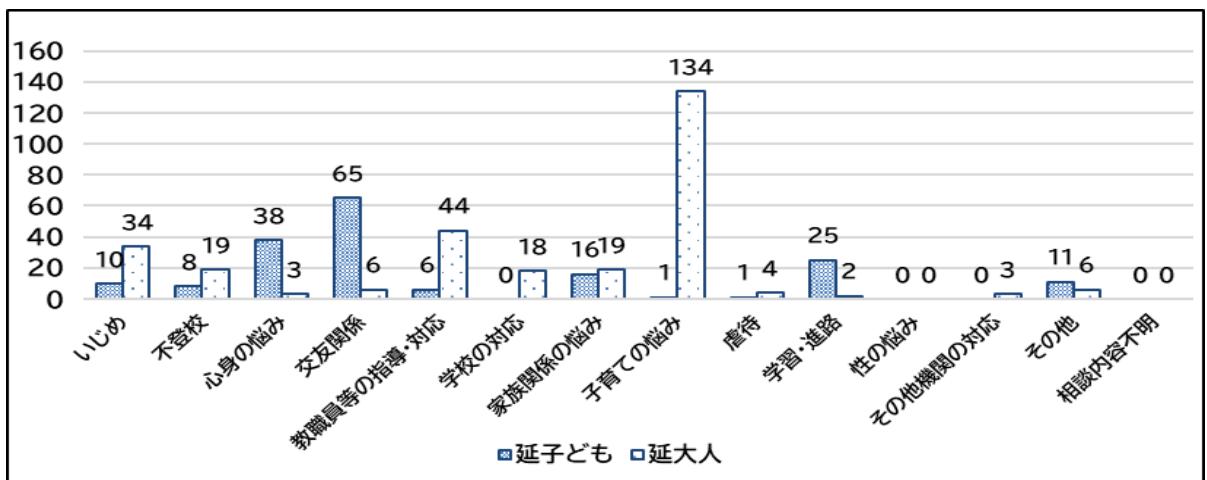


図10：令和6年度子ども・大人別相談内容別延人数（人）

(3) 前年度比較相談内容詳細（数値は延件数）

ア いじめ（令和5年43件／令和6年44件）

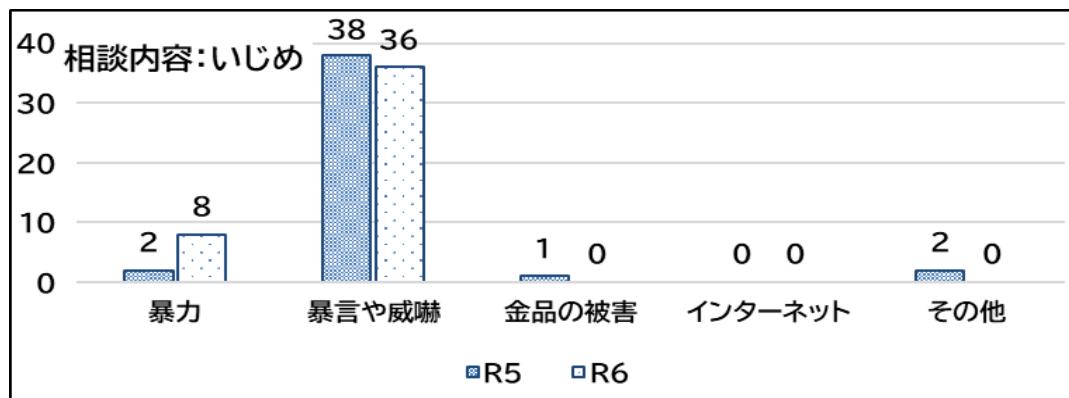


図11：相談内容 いじめ 詳細（件）

イ 不登校（令和5年28件／令和6年27件）

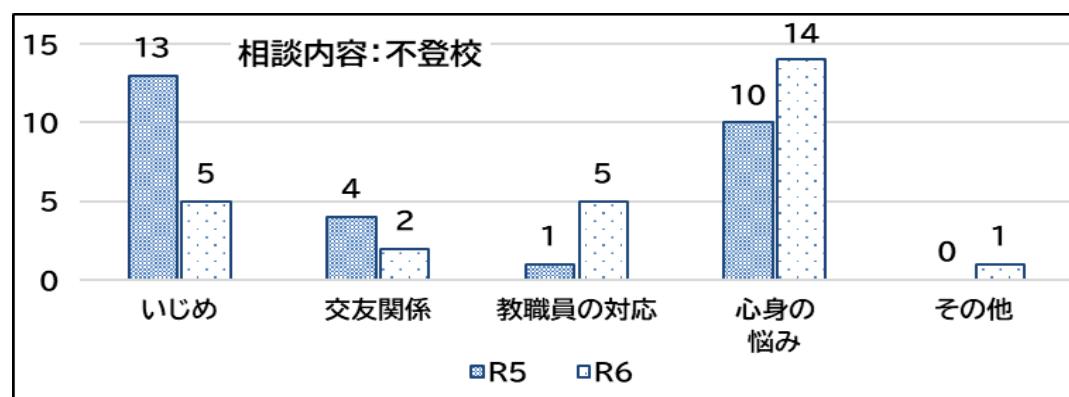


図12：相談内容 不登校 詳細（件）

ウ 教職員の指導・対応（令和5年40件／令和6年50件）

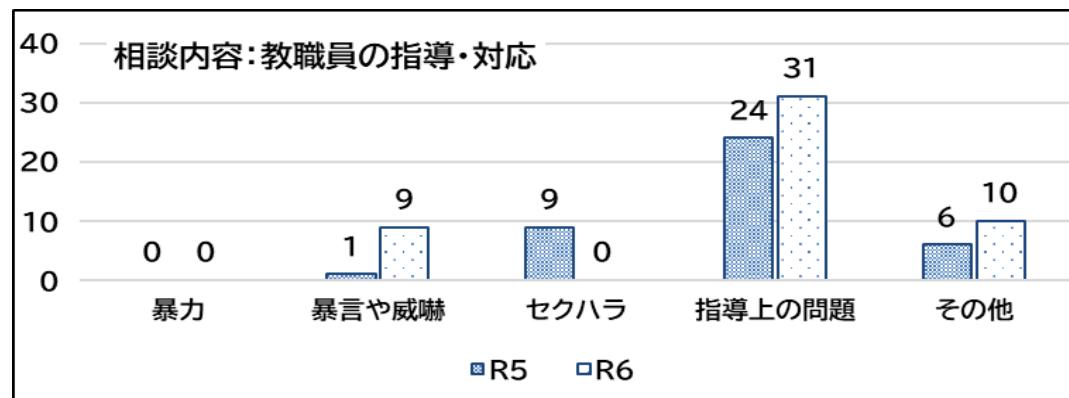


図13：相談内容 教職員の指導・対応 詳細（件）

エ 学校の対応（令和5年5件／令和6年18件）

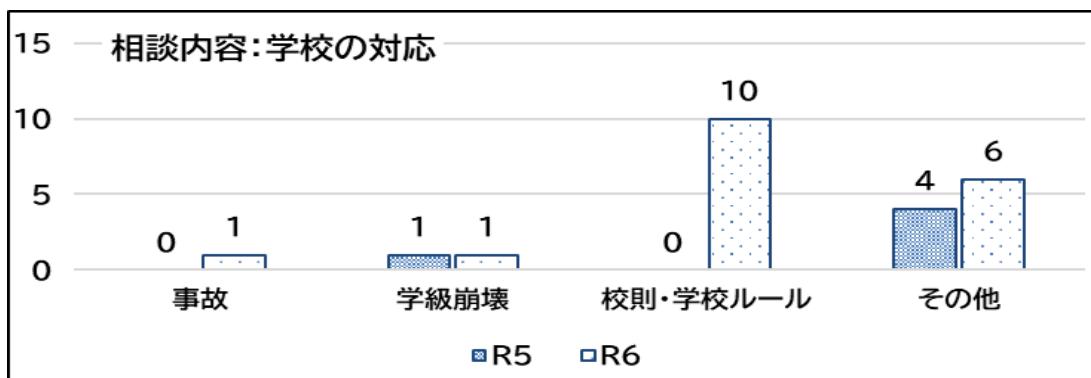


図14：相談内容 学校の対応 詳細（件）

オ その他機関の対応（令和5年0件／令和6年3件）



図15：相談内容 その他機関の対応 詳細（件）

カ その他（令和5年91件／令和6年17件）

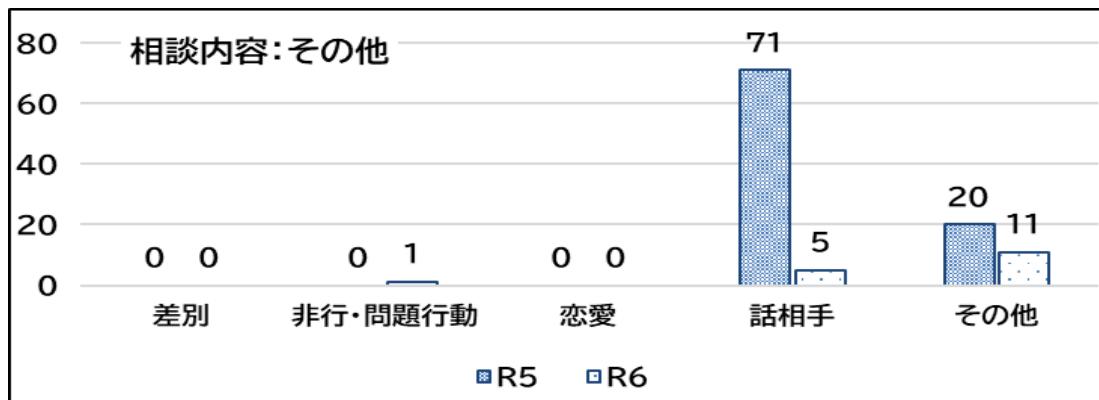


図16：相談内容 その他 詳細（件）

6 相談回数

令和6年度は継続して相談する回数が平均2.9回で、前年度の平均2.4回から増えました。

初回相談数173件に対して、子ども75件(79%)、大人48件(62%)、不明1件、計124件は傾聴助言等により1回の相談で終了しています（表6・図17）。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向となっています。

10回以上相談がきた人数は、子ども2人、大人5人でした。

子ども大人	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計
子ども	小学生	50	4	2	1	0	0	0	0	1	58
	中学生	11	2	1	0	0	1	0	0	1	16
	高校生	14	3	0	0	0	1	2	1	0	21
	計	75	9	3	1	0	2	2	1	0	95
大人	父親	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
	母親	37	6	4	3	0	1	0	0	2	57
	祖父母	1	0	1	0	1	0	0	0	0	3
	その他	6	2	2	0	1	0	0	0	1	12
	計	48	9	7	3	2	1	0	0	2	77
不明	1										1
合計	124	18	10	4	2	3	2	1	2	7	173

表6：初回相談の継続状況（件）

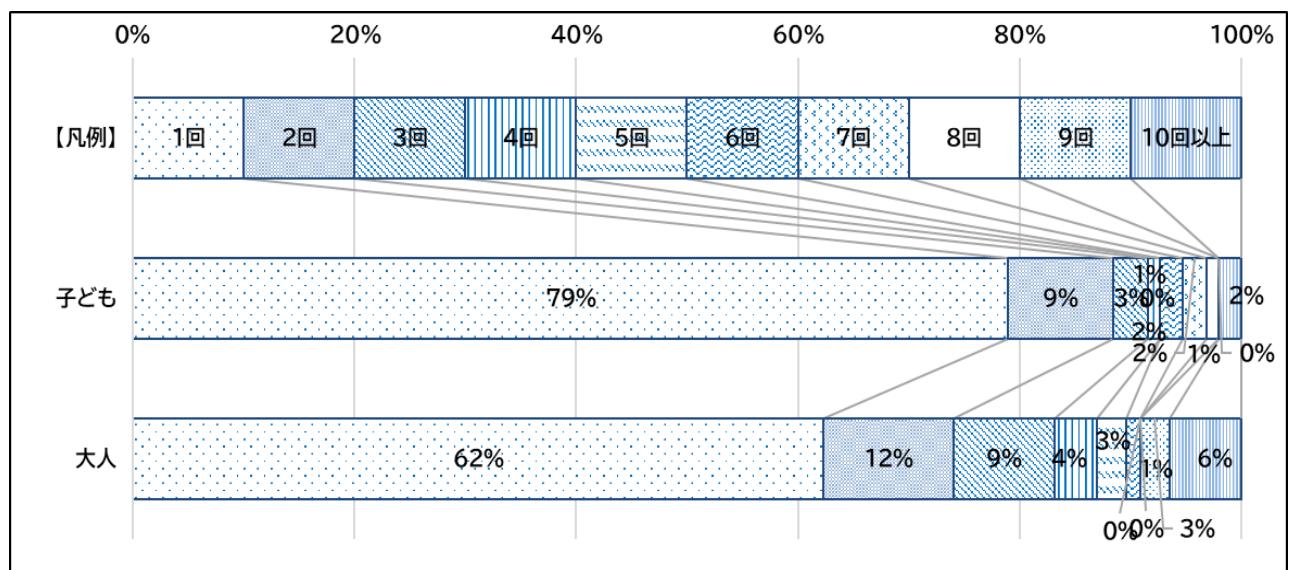


図17：初回相談の継続の割合

7 相談方法

(1) 初回相談方法

令和6年度の初回相談件数163件における初回相談方法は、電話95件（58%）、面談19件（12%）、メール49件（30%）です（図18）。

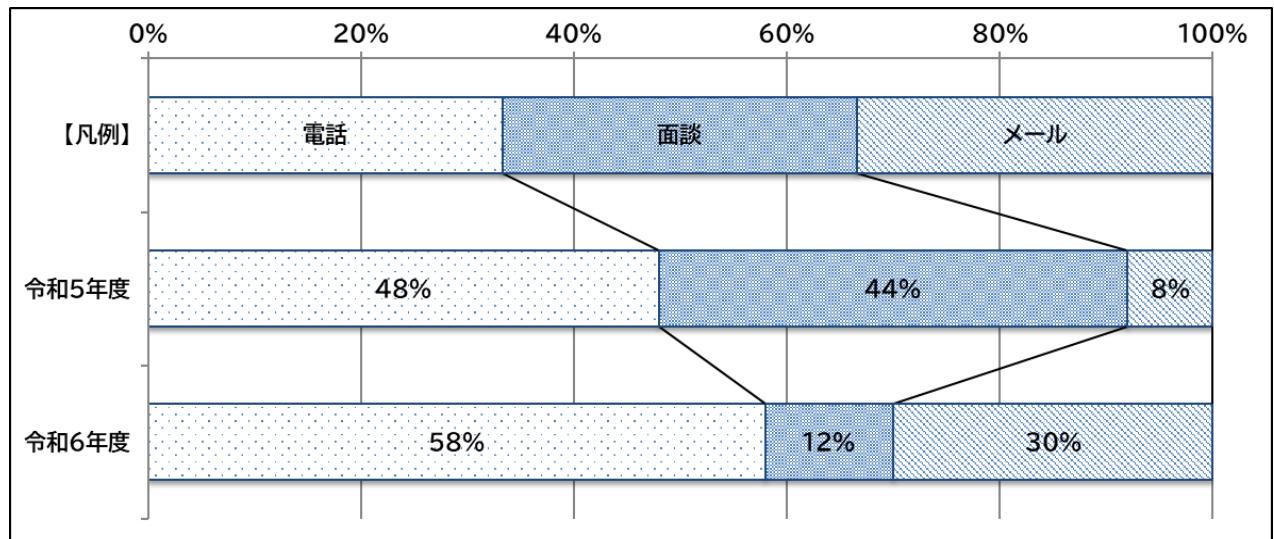


図18：実相談件数における初回相談方法の割合

(2) 延相談方法

令和6年度の延相談件数473件における相談方法は電話291件（62%）、面談105件（22%）、メール77件（16%）です（図19）。

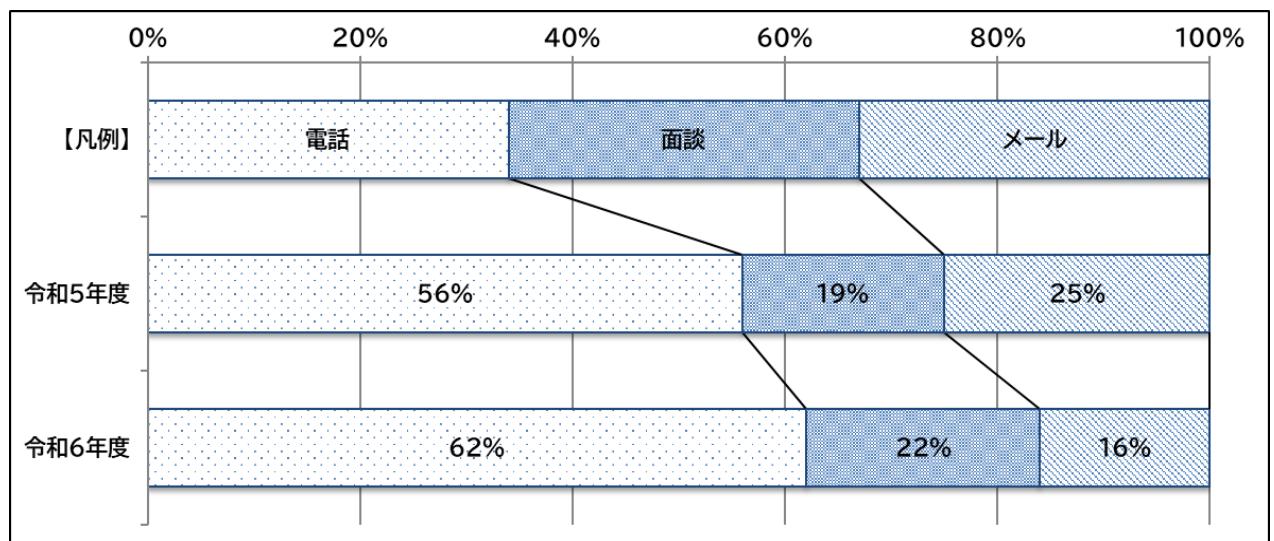


図19：延相談件数における相談方法の割合

8 時間帯別、曜日別（延件数）

（1）時間帯別

17時台が112件（24%）、15時台が97件（21%）で、相談の多い時間帯となっています（図20）。

金曜日の18時台は18件（4%）、19時台は10件（2%）と少ないので、金曜日のこの時間帯が利用できることを周知することが必要と考えられます。

また、開設時間外が68件（13%）です。そのうち57件（84%）はメールです。

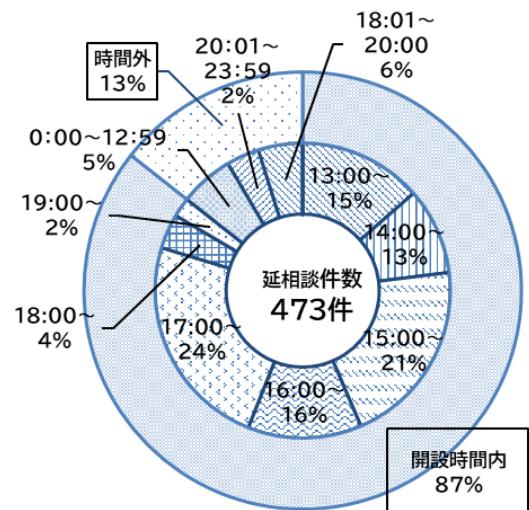


図20：相談延件数における相談時間帯

（2）子どもの相談の時間帯別

子どもの延相談人数181人における時間帯別相談の割合は、15時台（23%）が一番多く、次いで16時台（16%）、17時台（14%）となります（図21）。

また、その他（開設時間外）は相談が35件（20%）です。

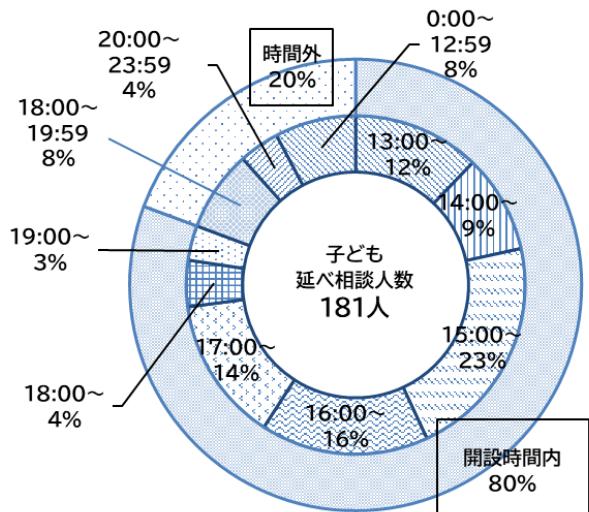


図21：子どもの延相談人数における相談時間帯

（3）曜日別相談状況

延相談件数473件における相談の曜日で多いのは水曜日が108件（23%）です。

そのほかの曜日は金曜日89件（19%）、木曜日80件（17%）の順でした（図22）。

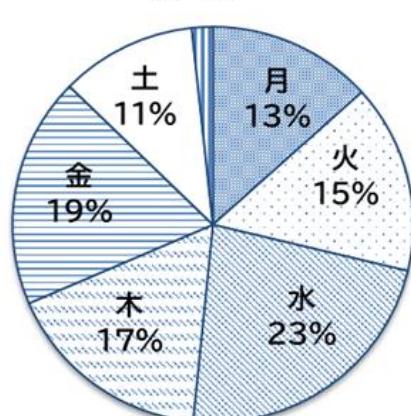


図22：相談延件数における曜日別状況

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員を中心に各機関との紹介や連携、調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思を確認することから始まります。

その後、子どもに関わる各機関に事実確認をするなど、専門性を生かした対応の依頼と、問題解決のための調整等をして関係の修復を図ります。

(1) 令和6年度の紹介・連携・調整状況

令和6年度は33案件について延べ46回実施しました（表7）。

相談内容	連携・調整先										合計
	案件数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者	
いじめ	7		2			5	1	2	1		11
不登校	3		1			2					3
心身の悩み	3		1				2			1	4
交友関係	1	1									1
教職員の指導・対応	6				2	4	1		1		8
学校の対応	3							2	2		4
家族関係の悩み	4						6				6
子育ての悩み	1					1					1
虐待	2						5				5
学習進路	1								1		1
その他機関の対応	1						1				1
その他	1		1								1
合計	33	1	5	0	2	12	16	4	5	1	46

表7：相談内容別 連携・調整回数

(2) 調整事例

相談から紹介・連携・調整となった33件から抜粋した事例です。個人や調整先が特定できないよう一部内容を変更して記載しています（表8）。

NO	相談対象	相談内容	相談・調整 概要	考察
1	小学生	虐待	家族からの暴力を受けているという相談事例。 本人の了解を得て市の関係課に繋げ、学校で本人・保護者が話すことができた。そして本人の望む支援に繋がった。	相談者が本機関に相談したことにより、自らの行動を促す切っ掛けとなり、保護者や学校にも話す後押しになった。相談者が関係課と一緒に考えてもらえると感じ、関係課との調整に繋がった。
2	小学生	虐待(ネグレクトの疑い)	周囲の大人からネグレクトが疑われる子が居るとの相談事例。 相談者は子どもから本機関を知り相談してきた。本人の了解を得て関係課に繋げた。	子どもへの本機関の認知が上がっていることが確認できたが、学校以外の機関や子どもを取り巻く大人への周知の必要性を感じた。
3	小学生	いじめ	同級生からのいじめの相談事例。 相談者から校長、教頭も承知しているが状況は変わらないと聞き、本機関から教育委員会へ情報提供した。子ども・保護者と擁護委員が面談をし動くことを提案したが、保護者が教育委員会へ連絡することになった。	教育委員会と本機関で情報共有したことにより、教育委員会のその後の円滑な対応に繋がった。
4	小学生	家族関係の悩み	施設訪問での職員からの相談事例。 本人より、家族からの言動が怖いとの相談を受けたので、本機関から関係課に繋げ、学校を通して本児童の見守りに繋がった。	職員からの相談で本機関から関係課に繋げ、学校を通して本児童の見守りに繋がった。学校以外の機関への相談活動の重要性を感じた。
5	中学生	心身の悩み	学校での失敗を思い悩み本機関に相談に来た事例。 誰にも言わずに来たため本人の了解を得て先生に連絡し、直接本人が先生に気持ちを伝えることが出来、先生からの今後の支援に繋がった。	家族、学校にも相談できることでもこころの鈴が安心して話せる場所になっていたことにより、本人の気持ちを引き出せた。 そのことで学校と連携ができた。
6	高校生	心身の悩み	体調を崩して学校に行けていないと、本人からの相談。 話を丁寧に聴いていくと、家族からの暴力があり、本人の居場所が無いという状態であることが分かった。関係課に情報共有したところ、相談者の状況把握に繋がった。	相談者への丁寧な傾聴が相談者の安心感に結び付き、問題解決のための関係部署との連携に繋げることができた。

表8：調整事例の概要

統計資料：令和4年度・5年度・6年度 相談実績（案件数・延件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(案件数) 令和4年度・5年度・6年度

(令和7年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	案件数	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
	延件数	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268
R5	案件数	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
	延件数	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426
R6	案件数	9	17	21	11	8	14	14	24	12	20	10	3	163
	延件数	13	40	52	30	32	35	23	57	42	48	65	36	473

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	小学生	1	9	2	1	3	1	1	4	0	4	13	2	41
	中学生	0	3	1	1	0	2	1	2	1	0	1	1	13
	高校生	1	2	1	1	1	2	2	3	2	3	2	3	23
	大人	6	12	9	2	5	4	3	3	7	8	7	5	71
	不明	0	0	4	0	1	0	0	0	1	1	0	0	7
	計	8	26	17	5	10	9	7	12	11	16	23	11	155
R5	小学生	0	2	2	1	1	6	5	23	16	10	18	9	93
	中学生	2	3	1	0	2	2	1	1	1	1	0	0	14
	高校生	2	1	1	2	1	3	0	1	0	1	3	2	17
	大人	4	9	11	3	7	8	1	9	7	2	4	1	66
	不明	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	5
	計	9	15	15	7	11	21	7	34	24	14	25	13	195
R6	小学生	1	3	3	7	3	4	7	15	5	7	2	1	58
	中学生	2	5	1	0	1	2	0	1	1	3	0	0	16
	高校生	3	2	3	1	2	3	1	1	0	3	2	0	21
	大人	4	8	15	3	4	6	7	8	6	8	6	2	77
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	10	18	23	11	10	15	15	25	12	21	10	3	173

■ 相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	電話	5	19	13	5	4	8	4	5	8	10	13	7	101
	電子メール	0	1	4	0	3	1	1	3	2	2	0	3	20
	面談	2	3	0	0	1	0	1	3	1	1	10	0	22
	計	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
R5	電話	7	9	12	4	9	11	5	11	6	3	6	3	86
	電子メール	2	2	0	1	0	3	0	2	1	2	0	2	15
	面談	0	2	1	2	1	4	0	20	16	9	16	8	79
	計	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
R6	電話	8	13	14	5	2	11	8	8	7	8	8	3	95
	電子メール	0	1	3	0	2	1	2	1	0	8	1	0	19
	面談	1	3	4	6	4	2	4	15	5	4	1	0	49
	計	9	17	21	11	8	14	14	24	12	20	10	3	163

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	いじめ	1	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	4	10
	不登校	0	4	3	0	1	1	0	0	1	3	2	1	16
	心身の悩み	2	7	3	2	5	2	1	4	6	4	5	0	41
	交友関係	0	4	2	1	1	3	1	5	1	1	5	2	26
	教職員の対応	1	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	8
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	1	7
	子育て	1	1	2	1	1	1	0	1	1	0	1	0	10
	虐待	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4
	学習・進路	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	6
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	その他機関の対応	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	その他	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6
	不明	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	計	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
R5	いじめ	0	0	1	1	0	0	0	4	2	1	5	1	15
	不登校	2	2	3	0	3	0	0	1	0	0	1	0	12
	心身の悩み	3	3	0	1	1	5	1	4	2	1	5	1	27
	交友関係	0	1	2	3	0	6	2	15	11	7	7	4	58
	教職員の対応	0	0	1	1	3	2	1	2	3	1	1	1	16
	学校の対応	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	家族関係の悩み	2	1	1	0	1	1	0	1	4	1	2	2	16
	子育て	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	5
	虐待	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	学習・進路	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	2	7
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	4	4	1	1	1	0	4	1	1	0	1	19
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
R6	いじめ	2	2	3	1	0	2	2	2	1	2	1	0	18
	不登校	0	2	1	1	1	0	1	0	0	2	3	0	11
	心身の悩み	0	3	0	2	1	2	1	1	1	6	1	0	18
	交友関係	2	4	5	3	2	3	6	7	4	4	2	0	42
	教職員の対応	1	0	2	0	1	2	0	3	1	2	1	0	13
	学校の対応	0	1	1	2	1	2	1	0	1	0	0	0	9
	家族関係の悩み	1	1	3	0	0	1	1	4	1	2	0	1	15
	子育て	1	1	1	0	1	1	0	1	2	1	1	0	10
	虐待	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	3
	学習・進路	1	2	2	1	1	0	1	3	0	1	0	0	12
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	その他	1	1	2	1	0	0	0	3	0	0	0	2	10
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9	17	21	11	8	14	14	24	12	20	10	3	163

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
令和4年度・5年度・6年度

(令和7年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	実件数	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
	延件数	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268
R5	実件数	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
	延件数	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426
R6	実件数	9	17	21	11	8	14	14	24	12	20	10	3	163
	延件数	13	40	52	30	32	35	23	57	42	48	65	36	473

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	小学生	1	11	7	3	6	2	2	5	5	10	19	8	79
	中学生	0	6	4	2	0	4	6	6	1	2	2	3	36
	高校生	1	2	2	1	3	2	3	5	4	4	2	5	34
	大人	6	16	11	7	11	11	9	8	16	13	19	11	138
	不明	0	0	8	0	2	0	0	0	2	1	0	0	13
	計	8	35	32	13	22	19	20	24	28	30	42	27	300
R5	小学生	0	2	2	1	1	11	5	25	18	10	18	9	102
	中学生	3	13	7	1	9	13	4	8	5	3	3	2	71
	高校生	3	4	3	2	1	3	1	8	5	3	6	6	45
	大人	4	12	25	13	23	35	10	26	31	16	15	9	219
	不明	1	0	0	1	0	10	0	0	0	0	0	1	13
	計	11	31	37	18	34	72	20	67	59	32	42	27	450
R6	小学生	1	4	4	7	3	4	7	17	6	8	6	3	70
	中学生	2	5	6	0	3	3	1	2	2	13	16	11	64
	高校生	4	3	3	6	5	11	2	2	0	5	5	3	49
	大人	7	30	46	17	24	19	14	41	36	23	38	19	314
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	14	42	60	30	35	37	24	62	44	49	65	36	498

■ 相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	電話	5	26	19	11	9	17	8	10	13	18	25	18	179
	電子メール	0	1	10	0	7	1	6	9	8	4	3	5	54
	面談	2	4	1	0	1	0	3	3	3	2	13	3	35
	計	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268
R5	電話	8	19	30	15	28	32	17	26	17	16	19	11	238
	電子メール	3	8	2	1	0	23	0	15	21	6	0	2	81
	面談	0	2	2	2	5	10	1	23	18	10	20	14	107
	計	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426
R6	電話	11	34	34	18	16	23	14	34	29	21	37	20	291
	電子メール	0	2	9	3	10	8	3	4	6	22	26	12	105
	面談	2	4	9	9	6	4	6	19	7	5	2	4	77
	計	13	40	52	30	32	35	23	57	42	48	65	36	473

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	いじめ	1	0	0	0	0	2	5	1	7	0	1	4	21
	不登校	0	5	5	0	1	3	0	0	1	4	4	2	25
	心身の悩み	2	10	7	3	10	5	4	8	9	5	6	1	70
	交友関係	0	6	5	4	1	3	2	8	2	3	7	3	44
	教職員の対応	1	1	7	0	3	3	0	2	0	5	6	0	28
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	9	1	16
	子育て	1	2	2	1	2	1	0	1	2	0	1	0	13
	虐待	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4
	学習・進路	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	7
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	その他機関の対応	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5
	その他	1	2	1	2	0	0	1	0	3	2	4	13	29
	不明	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	計	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268
R5	いじめ	0	0	1	1	1	0	0	12	20	2	5	1	43
	不登校	2	2	5	2	10	2	1	1	0	1	1	1	28
	心身の悩み	3	8	2	1	1	25	3	8	6	1	8	2	68
	交友関係	0	1	2	4	0	6	6	18	11	8	9	6	71
	教職員の対応	0	0	1	4	6	12	1	6	4	4	1	1	40
	学校の対応	1	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5
	家族関係の悩み	2	2	1	0	1	1	0	8	6	4	3	3	31
	子育て	0	0	1	1	1	7	1	1	2	4	10	5	33
	虐待	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	学習・進路	1	2	2	1	0	1	0	1	2	1	0	3	14
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	13	17	4	13	10	5	9	5	6	2	5	91
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426
R6	いじめ	2	3	4	2	0	2	2	4	9	8	7	1	44
	不登校	0	3	6	1	2	1	1	1	0	3	8	1	27
	心身の悩み	0	3	0	2	2	10	3	1	1	13	5	1	41
	交友関係	2	5	6	3	2	3	8	8	6	9	9	10	71
	教職員の対応	1	0	2	2	7	2	0	13	2	2	13	6	50
	学校の対応	0	4	1	3	3	3	2	0	1	0	1	0	18
	家族関係の悩み	1	1	10	0	0	1	1	6	1	4	6	4	35
	子育て	4	17	18	9	12	12	3	18	21	6	8	7	135
	虐待	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	5
	学習・進路	1	3	2	6	1	0	1	3	0	2	5	3	27
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
	その他	2	1	2	2	3	0	0	3	0	1	1	2	17
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	13	40	52	30	32	35	23	57	42	48	65	36	473

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害にかかる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求める 것도でき（条例17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て

令和6年度は、中学生と保護者からの子どもの権利侵害に関する申立てに基づき、学校へ聞き取り調査をしました。

(2) 自己発意

令和6年度の自己発意案件はありませんでした。

参考 今までの自己発意の状況

No.	案件番号	案件名	月 日	対応
1 27-0001	スポーツ競技会主催団体の運営について	平成27年8月31日	発意	
		平成27年9月～平成28年7月	調査 聞き取り調査 各団体への照会 団体との意見交換	
		平成29年3月27日	意見表明	
2 30-0001	学校外の活動について	平成30年6月7日	発意	
		平成30年12月3日～12月21日	調査 小学4年生から中学3年生へアンケート	
		平成31年4月	個別救済	
		令和元年7月	報告書作成 小中学校等関係機関へ配付 松本市公式ホームページ掲載	
		令和元年9月	松本体育協会を通じて82加盟団体、56スポーツ少年団へ報告書及び「子どもの権利擁護委員意見書」を配付	
		令和元年12月	上記以外の学校外活動主催団体へ報告書配付 (102団体)	

表9：自己発意の状況

V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに關係する大人にも、相談室の存在を周知し、子どもの権利への理解と相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード、ポスター、こころの鈴通信配付

令和6年度もカード及びポスター、通信（34頁～42頁参照）を市内の小中高等学校の児童・生徒等へ配付しました（表10）。

市立小中学校の保護者には、今年度から保護者用通信アプリで通信を配信しました。

また、新たに、子ども・青少年の居場所、子ども食堂等へカード及びポスターを配付しました。

配付時期	配付物	対象者
令和6年 4月	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード・ポスター	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 カード:全児童・生徒・担任・保健室 約30,300枚 ポスター:各校1枚…70枚
5月	「こころの鈴通信」第34号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約30,000枚
7月	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード・ポスター	子ども・青少年の居場所21か所: カード630枚、ポスター24枚 市教育支援センター4か所:カード120枚、ポスター4枚
8月	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード・ポスター	県信州こどもカフェ6か所:カード180枚、ポスター6枚 市地区公民館35か所:カード1,050枚、ポスター35枚
9月	「こころの鈴通信」第35号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約30,000枚
10月	「こころの鈴通信」第36号 小学生版／中高生版 ※「子どもの権利ニュース」第16号合併号	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約30,000枚
令和7年 1月	「こころの鈴通信」第37号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約30,000枚

※盲学校へはワードデータを送信して、点字化して配付をお願いしています。

表10：カード、通信の配付状況

(2) 児童館・児童センター等訪問

児童館や児童センター・放課後児童クラブへ通う小学生の子どもたちに、子どもの権利に関する学習会と相談室の紹介、大型絵本の読み聞かせ、個別相談を行いました。

令和6年度は8館で出前講座を行いました（表11）。

訪問先では子どもたちから様々な話を聞くことができ、児童センター職員からも相談を受けました。

No.	月 日	曜日	場 所	参加者	相談人数	訪問者
1	7月19日	金	田川児童センター	62	5	相談員・こども育成課3
2	7月25日	木	旭町放課後児童クラブ	68	1	相談員・こども育成課3
3	8月9日	金	和田児童センター	51	3	相談員・こども育成課3
4	8月28日	水	新村児童センター	48	0	相談員・こども育成課2
5	10月8日	火	山辺放課後児童クラブ	129	4	相談員・こども育成課2
6	11月20日	水	今井児童センター	43	14	相談員・こども育成課
7	12月11日	水	二子児童センター	38	5	相談員・こども育成課2
8	1月6日	月	中山児童センター	16	1	相談員・こども育成課2
合計			8館	455	33	

表11：児童館・児童センター等訪問

2 学校への広報・啓発

(1) こころの鈴通信

11月の人権月間（週間）及び「まつもと子どもの権利ウィーク」（子どもの権利の日の11月20日を含む1週間。令和6年度は11月17日～23日）に合わせて、「こころの鈴通信」第36号の配付をしました。

(2) 校内放送

例年、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知する目的で行われています。

市内小中学校での校内放送は3回に分けて、各学校の状況に合わせて給食等の時間に行ってもらいました。原稿は放送委員や担当教諭に読んでもらっています。

3 市民(大人)への広報・啓発

勉強会で子どもの権利に関する条例と相談室への理解を周知しました。
市民の集まるイベントで「こころの鈴」のPRをしました（表12）。
また、市の公式ホームページを活用して広報を行いました。

実施月日	曜日	内 容	参 加 者	派遣者
令和6年 9月28.29 日	土日	市民活動フェスタ 松本市立博物館にて (松本市子どもの権利条例について、子どもの権利 について、こころの鈴PR・パネル展示)	約4,000人	パネル展示
令和7年 1月27日	月	将来世代応援県民会議 松本地域会議 「松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せら れる相談内容の傾向と支援について」	20人	室 長
令和7年 2月2日	日	長野の子ども白書編集委員会主催 長野市に「子どもの権利条例」ができるって！！ 私たちの声を集めるワークショップ	40人	擁護委員

表12:市民(大人)への広報・啓発

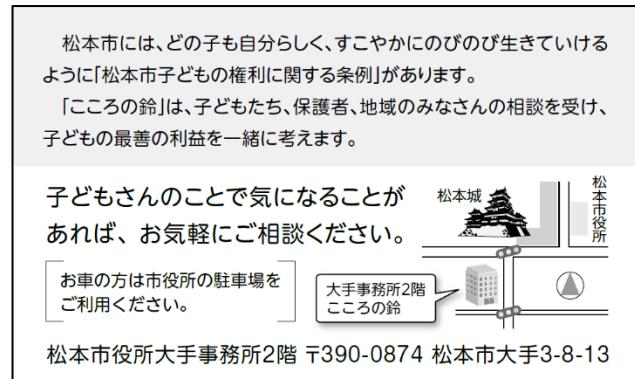
【参考資料】

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表



裏

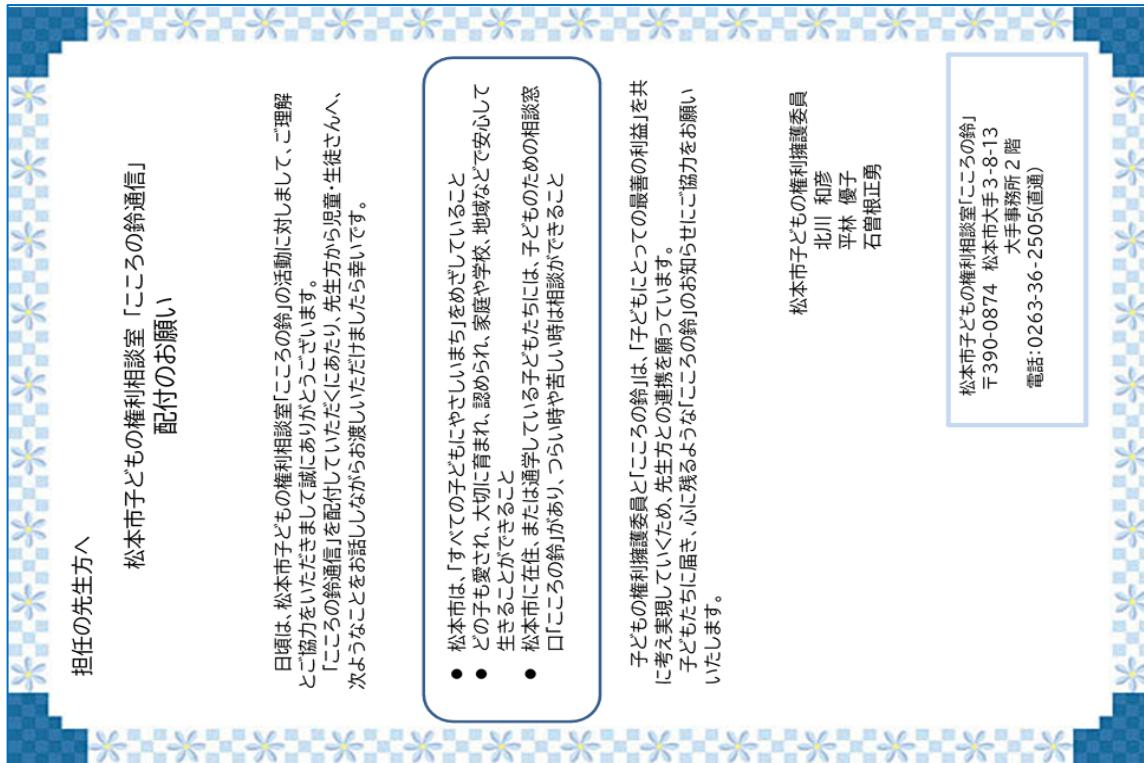


■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」ポスター

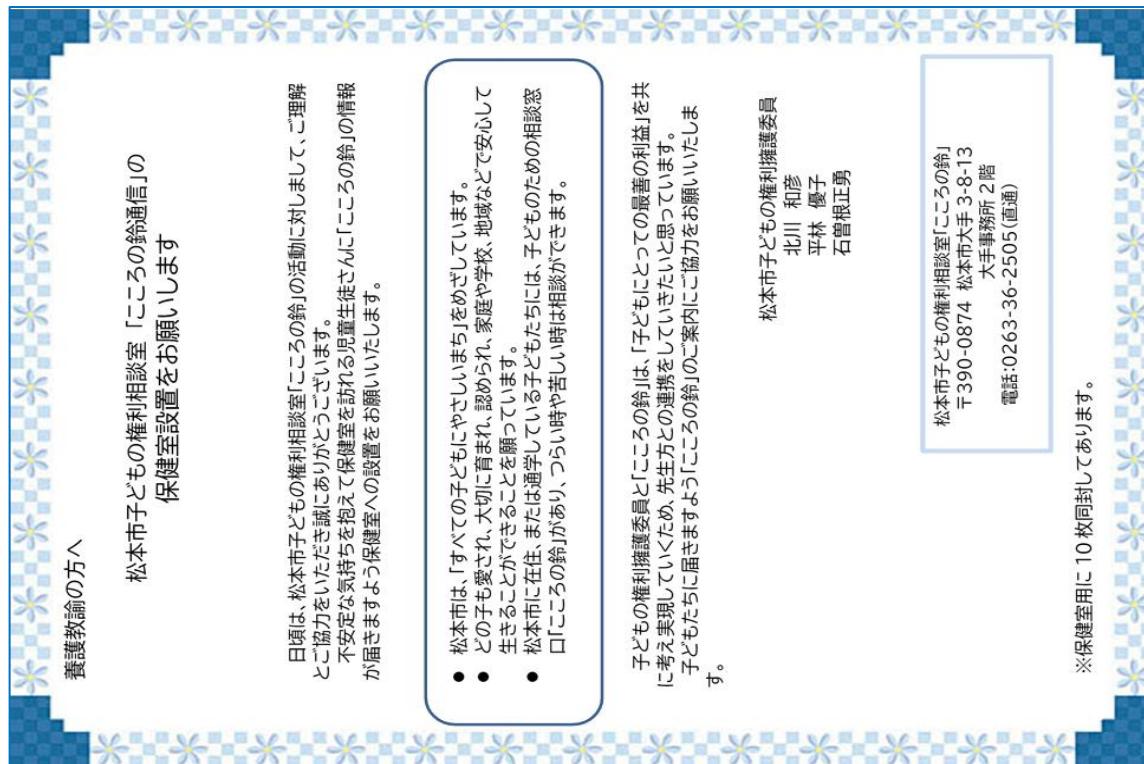


■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配付にあたっての依頼文

○ 担任の先生宛



○ 養護教諭宛



■ こころの鈴通信(第34号～第37号)

○ 第34号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元: 松本市子どもたちの権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

Mr.34 小学生版 令和6年5月

5月になりましたね。あたらしいお友だちや先生、教室はどうですか?

みんなさんは「子どもの権利」を知っていますか?

「子どもの権利」は、子どもたちがしあわせに生きるために、とても大切なものです。

“悲しいな”と思うときには、「権利」が守られていないかもしません。

そんな時には、「こころの鈴」にお話してね。

『こころの鈴』は、みんなさんの相談室です。

うれしいこと、悲しいこと、不安なこと、いろいろなあなたの大切な気持ちをきかせてね。秘密は守ります。

【リンクのカード】

子どもたちのための相談室 こころの鈴
あなたの話をきかせてね
0120-200-195
メール: kodomo@city.matsu-moto.lid
月～水曜日 pm1:00～pm4:00
木曜日 pm1:00～pm4:00
毎日お問い合わせください
松本市子どもたちの権利相談室 「こころの鈴」

QRコード

北川和彦 先生

平林優子 先生

石曾根正勇 先生

【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびのびと生きいくことを応援しています。

子どもたちが自分の権利を守るために、一緒に考え、子どもたちが自ら決めて行動できることを、ご一緒に支援できたらと思います。

子どもに開する相談は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人に比べて「よかれではなく、子どもにとって何が一番大切かを一緒に考え、「権利」が守られています。

気になること、心配なことがあります。子どもさんが気軽に電話相談できるようご配慮をお願いします。

松本市子どもたちの権利擁護委員の紹介

北川和彦 先生

平林優子 先生

石曾根正勇 先生

【連絡先】

松本市子どもたちの権利相談室 「こころの鈴」
TEL: 0120-200-195 (無料)
●電話で相談 こころの前まで来てください。
●会って相談 来られない場合は、お電話をください。
●メールで相談 kodomo@city.matsu-moto.lid
●愛山樹園 月～木 晩1時～8時
●市役所 松本市役所大手事務所2階
TEL: 026-34-3301
お車は市役所の駐車場に止めさせてください

こども部 こども部員課 こども部員課担当まで Tel: 026-34-3301

こころの鈴通信

【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きいくことを応援しています。

子どもたちが自分の権利を守るために、一緒に考え、子どもたちが自ら決めて行動できることを、ご一緒に支援できたらと思います。

子どもに開する相談は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人に比べて「よかれではなく、子どもにとって何が一番大切かを一緒に考え、「権利」が守られています。

気になること、心配なことがあります。子どもさんが気軽に電話相談できるようご配慮をお願いします。

松本市子どもたちの権利擁護委員の紹介

北川和彦 先生

平林優子 先生

石曾根正勇 先生

【連絡先】

松本市子どもたちの権利相談室 「こころの鈴」
TEL: 0120-200-195 (無料)
●電話で相談 こころの前まで来てください。
●会って相談 来られない場合は、お電話をください。
●メールで相談 kodomo@city.matsu-moto.lid
●愛山樹園 月～木 晩1時～8時
●市役所 松本市役所大手事務所2階
TEL: 026-34-3301
お車は市役所の駐車場に止めさせてください

こども部 こども部員課 こども部員課担当まで Tel: 026-34-3301

○ 第34号「こころの鈴通信」(中高生版)

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴 通信

5

No.34
中高生版
令和6年5月

月になりましたね。新年度が始まり、今のはどんな色かな?

みんなさんは「子どもの権利」を知っていますか?

「子どもの権利」は、子どもたちが幸せに成長していくために、欠かせないものです。

「辛いな」「悲しいな」「苦いな」と思う時には、「権利」が守られていないかもしれません。

そんな時には、「こころの鈴」に、あなたの気持ちを聞かせてね。

名前も学校名も言わなくて大丈夫です。秘密は守ります。

「こころの鈴」は、みんなさんの相談室です。
悩みだけでなく、好きなことの話やつぶやきなど
居場所として思ってもらえると嬉しいです。

すずちゃん

「ピニックのカード」

子どもたための相談室 こころの鈴
あなたの話をかかせぬ
でわむけのうさぎ
0120-200-195
月～木・祝日
午後1時～6時／金曜日
午後1時～8時
受付時間
メールで相談 kodomo-s@city.matsu-moto.jp
会って相談 こころの鈴まで来てください。
お車は市役所の駐車場に止めてください。
お問い合わせは 松本市役所こども部 こども青井課 〒430-34-3391

人間関係って難しい
なんなく最強

新しい友達できたら
ネットトラブル…
部活動もいろいろあって、楽しい！
ケンカしちゃった…

こころの鈴 通信

【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きいくことを応援しています。

子どもさんに開く相談室は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人にとつての「よかれ」ではなく、子どもにとって何が一番大切なことを一緒に考え、子どもたちが自ら決めて行動できることを、ご一緒に支援できたらと思います。

気になること、心配なことがありますのでお聞きします。

北川和彦 先生

平林優子 先生

石曾根正勇 先生

「こころの鈴」は、悲しかったことがあったら「こころの鈴」に電話をしてください。私たちとは、皆さんの困っている相談を受けたり、子どもの権利が守られていない時に助けたりします。どうしたらいか一緒に考えてましょう、きっと心が軽くなりますよ。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ~秘密は守ります~

- 電話で相談 **0120-200-195** (無料)
- 会って相談 こころの鈴まで来てください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsu-moto.jp
- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時／金曜日 午後1時～8時
- 場 所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所こども部 〒430-34-3391

○ 第35号「こころの鈴通信」(小学生版)

No.35 小学生版 令和6年9月

ママの鈴通信

みな 皆さん こんにちは。夏休みが終わり、学校が始まりましたね。

すずちゃん がつこう はい 夏バテしていませんか？

すずちゃん なつやす 夏休みどんなことがあったかな？

ざひ、話を聞きたいいな…

なかまははずれにされた

けんかしちやつた

けんかしちやつた

おお ひとり ひとり そだん そだん 身近な大人に相談してね！

「こころの鈴」にも相談してみてね。

ひとりぼっち

「こころの鈴通信」についてお問い合わせは 松本市役所こども部 こども課課事務課まで Tel. 0263-34-3291

こころの鈴通信

ヤングケアラーって、知っている？

ヤングケアラーとは…

そうじや整理、家族の世話をすることをほぼ毎日、大人と同じようにしている子どもたちをいいます。家族の世話をすることほどでも大事なこと。でも、そのことがたいへんでつらくなってしまうことはないかな？

ぼくの親、病気なんだ。
ぼくが、がんばらないと…
でも、ちょっと疲れた。
つらいな…

朝、家のことをやっていて…

学校星刻しちやつた

みんなのお話をきく相談員です。すつきりした気持ちになるよう、私たち相談員はいつしうけんめい話をささきます。一緒に考えましょう。

わっこ ハッジー

ゆっこ ゆっこ

ゆっこ 電話でね。
メールでもいいよ。

ゆっこ 会って相談もできるよ。

ゆっこ おとこ おとこ そだん そだん 身近な大人に相談してね！

「こころの鈴」にも相談してみてね。

松本城

市役所

大手事務所2階

こころの鈴

松本市子どもの福利相談室「こころの鈴」

●メールで相談 Kodomo-e@city.matsu-moto.jp

●電話で相談 0120-200-195 (無料)

●会って相談 こころの鈴まで来てください。

●来れない時は、お電話をください。

●メートルで相談 Kodomo-e@city.matsu-moto.jp

●受付時間 月～木・土曜日 午後～6時／金曜日 午後～8時

●住所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

お車は市役所の駐車場に止めてください。

38

○ 第35号「こころの鈴通信」(中高生版)

ヤングケアラーって、知っている?

友だちにあそぼう！ついわれるけれど…弟や妹の世話をしなくちゃいけない。

ごはん毎日作るのいやだなあ…。

朝、家のことをやついたら…遅刻しちゃった。

部活に入りたいけど…早く家に帰らないといけない。

気の親を支えたいけど…でも、ちょっと疲れた。つらいな…。

みんなのお話をきく相談員です。すつきした気持ちになるよう、私たち相談員はいつもよろけんめい話をさせます。一緒に考えましょう。

電話してね。
メールでもいいよ。

会って相談もできるよ。

ゆっこ ゆっこ

ハツシー ハツシー

「こころの館」～秘密は守ります～

●電話で相談 0120-200-195 (無料)

●会って相談 「こころの館」まで来てください。
来られない時は、お電話をください。

●メールで相談 kotonono-sei@city.kotonono.jp

●受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時／金曜日 午後1時～8時

●場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
お車は市役所の駐車場に止めてください

松本市子どもの権利相談室『こころの館』

市役所
松本市
大手事務所2階
こころの館

メールアドレスQRコード⇒

「こころの館」についての問い合わせは、松本市役所 こども市民課 050-34-34-3231

○ 第36号「こころの鈴通信」(小学生版)

The page is filled with various speech bubbles and icons. At the top left is a large title 'こころの会話室' (Kokoro no Kōgakusho) with a decorative border. Below it is a green circular logo containing the text 'No.36 小学生版 令和6年10月' (Volume 36, Primary School Edition, October 2024). The page is divided into several sections:

- Top Left:** A large speech bubble from a cartoon character with a pink bow and a white headband. It says: '小学生のみなさんへ 「つらいなー」「いやだな」「チクチクするな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が守られていないことがあります。少し勇気を出して相談してね。『こころの会話』は子どもたちみんなのための相談室です。すずちゃん'
- Top Right:** A small icon of two children talking.
- Middle Left:** A blue speech bubble with the title 'つらい・悲しい気持ちになつたり、困つたら…' and a green box labeled '習い事で…' (With hobbies...). It lists: '家庭で…' (At home...), '学校で…' (At school...), '仲間はすぐれやいいじめ' (Bullying), '先生のこと、友だちのこと' (Teacher and friend things), '先生や、コーチのこと' (Teacher or coach), and '学校に行けない' (Can't go to school).
- Middle Right:** A blue speech bubble with the title 'ひとりで悩まずに、相談してね' and a green box labeled '電話で・メールで・会つて…' (By phone, email, or meeting). It lists: '家でつらいことに、嫌なこと' (Unpleasant things at home), '家に話せないこと' (Things you can't talk about at home), and 'どんなことでもいいよ。ヒミツは守るよ' (Any problem is fine. Secrets are kept).
- Bottom Left:** A blue speech bubble with the title '「困った」が「もう大丈夫」になる方法を一緒に考えよう' and a green box labeled '要請・意見表明' (Request and opinion expression). It lists: '親に相談する' (Talk to parents), '講べる・協力依頼' (Express opinions - Request cooperation), and 'あなたたの気持ちを大事にして、一番いい方法を考えてね' (Consider your feelings and think of the best way).
- Bottom Right:** A blue speech bubble with the title '子どもたちの相談室『こころの会話』' and a green box labeled 'すず' (Suzu). It lists: 'メールで相談' (Email consultation), '受付時間' (Reception hours), '電話で相談' (Phone consultation), and 'こころの会話室へくことをできますので、ご相談ください。' (You can come to the 'Kokoro no Kōgakusho' room, please consult).
- Far Right:** A small icon of a bridge over water with the text '大手町駅前2階' (2nd floor, Otemachi Station) and 'こここの会話室' (Kokoro no Kōgakusho).

○ 第36号「こころの鈴通信」(中高生版)

○ 第37号「こころの鈴通信」(小学生版)

The illustration shows the front cover of a children's magazine. The title 'No.37 小学生版 令和7年1月' is at the top left. The main title 'マコロの鉛筆通信' is in large, stylized letters. A boy in a school uniform is shown at the top. The page is filled with text in Japanese and colorful decorative dots.

発行元: 株式会社子どもの権利相談室「こここの会」

三学期がはじまりました。
お友達に会うのが楽しみで登校できましたか?
なんとなく、学校が始まるのが『やだなー』と思った人も
いたかもじれませんね。
今年もこころの節では、みんなさんからのお電話をお待ち
しています。どんなことでも心の声をきかせてくださいね。

そうだ こころの鉛筆に電話しよう!!

たとえば…

いいじめられた
勉強がむずかしい
ひとりぼっち
学校に行きたくないよう

○ 第37号「こころの鈴通信」(中高生版)

No.37 中高生版 令和7年1月

アマゾンの鈴 通信

発行元: 松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

【相談方法】
 ★電話 213人
 ★メール 45人
 ★面談 66人

三学期がはじまりました。
 なんどなく、学校が始まるのが『やだなー』と思った人も
 いたかもしませんね。
 今年もこころの鈴では、みなさんからのお電話をお待ち
 しています。どんなことでも心の声をきかせてくださいね。

すずちゃん
家族が喧嘩ばかり...
勉強が難しい...
学校の事
進路どうしよう
先生に怒られるばかり...
体罰され
いじめ
友だちの事
お腹が痛くなったり
吐き気がする。
やらなければいけない
プリントがあるが
部活をさぼれない。
理由はわからないが、
なんだか、親の態度が
冷たい気がする。
友だちができない。
友だちを作るにはどう
したらよいか。
自分の話や、気持ちを
大入が信じてくれない。
嬉しい気持ちやうれしい気持ち、嬉しい気持ち、つらい気持ちも、
大切な「心の声」です。誰かに話すと、楽しいことは喜びが
倍になり、悲しいことはつらさが半分になります。
「こころの鈴」に、お書きかせてくださいね。

こころの鈴 通信

令和6年 4月～12月

【こころの鈴に相談してくれた人の数】
 ★小学生 53人 ★大人 234人
 ★中学生 24人 ★不明 1人
 ★高校生 36人 ★面談 66人

今までに、このような相談がありました

学校へ行こうとすると
お腹が痛くなったり
吐き気がする。
やらなければいけない
プリントがあるが
部活をさぼれない。
理由はわからないが、
なんだか、親の態度が
冷たい気がする。
友だちができない。
友だちを作るにはどう
したらよいか。
自分の話や、気持ちを
大入が信じてくれない。
嬉しい気持ちやうれしい気持ち、嬉しい気持ち、つらい気持ちも、
大切な「心の声」です。誰かに話すと、楽しいことは喜びが
倍になり、悲しいことはつらさが半分になります。
「こころの鈴」に、お書きかせてくださいね。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」～お問い合わせ～
 ☎ 0120-200-135 (無料)
 ●電話で相談
 ●面接相談
 ●メールで相談 kodomo-s@otomatsu-moto.jp
 ●受付時間 月～木・土曜日 午後1時～3時
 ●場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
 お車は市役所の駐車場に止めてください
 「こころの鈴」相談についてのお問い合わせは、松本市役所 こども育成課にどちらが担当でTEL 0263-34-3291

VI 研修・会議

1 研修について

子どもの権利擁護委員と相談員のスキルアップのため、研修会に参加し、また、相談室内で研修をしています。令和6年度は12回の研修に参加しました（表13）。

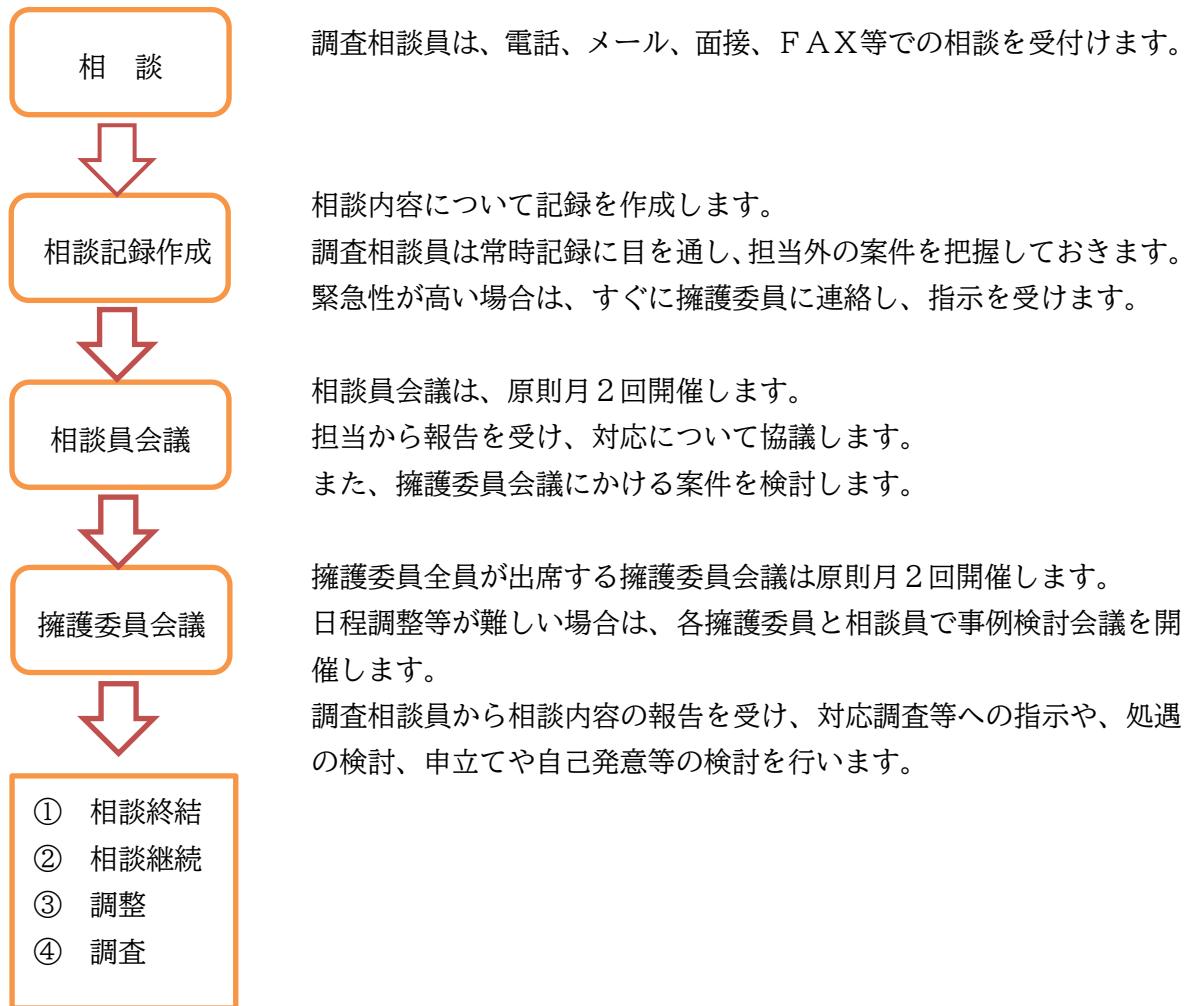
No.	月日	研修会	講師	参加者
1	4月20日	長野いのちの電話主催 自殺予防講演会 「対話で変わる人とのつながり」	ヤマッカのいえ 平成医療福祉グループ地域包括ケア部 村井 美和子 氏	相談員
2	5月18日	信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部セミナー 「子どもと家族を地域で支える：家族療法の考え方」	なります子どものこころケアセンター 森野 百合子 氏	室長
3	7月4日	(財)長野県児童福祉施設連盟研修 「ヤングケアラーを知ろう！～当事者の経験から、支援の在り方を考える～」	一般社団法人 ケアラーワークス ピアサポートスタッフ 一般社団法人 日本ケアラー連盟 登録スピーカー YC'sサークル 運営 友田 智佳恵 氏	室長 相談員
4	1月26日	こども家庭庁主催 「学ぼう心のサイン 守ろう10代の命」	NPO法人OVA 代表理事 伊藤 次郎 氏 パネリスト 小島 慶子 氏 エッセイスト 奥村 春香 氏 NPO第3の家庭代表 宮尾 弘子 氏 長野日大高校カウンセラー	相談員
5	2月1日	松本市教育委員会主催 特別支援教育フォーラム 「障がいある子どものための学校の在り方とは」	信州大学教職支援センター特任教授 庄司 和史 氏 松本市インクルーシブセンター長 山崎 ひとみ 氏	相談員
6	2月2日	長野の子どもの白書編集委員会主催 みんな集まれ!!長野市に 「子どもの権利条例」ができるって!!	長野市子どもにやさしいまちフォーラム代表 丸山 香里 氏 長野市こども政策課 丸山 氏 田中 氏 松本市子どもの権利擁護委員 北川 和彦 氏	相談員
7	2月3日	松本市保健所 健康づくり課主催 令和6年度自殺予防対策研修会 「ゲートキーパー研修会(基礎編)」	かとうメンタルクリニック 精神保健福祉士 鶴巻 雄介 氏	相談員
8	2月20日	長野県生涯学習推進センター主催 「発達障害のある人は、どのような歩みをして大人になっていくのか～様々なライフステージにわたる支援を考える～」(オンライン)	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授 本田 秀夫 氏	相談員
9	2月20日	松本市令和6年度市民公開講座(オンライン) 「ネットの弊害から子どもを守るために～身近な大人として知っておきたいこと～」	一般財団セーフティーネット総合研究所 所長 南澤 信之 氏	相談員
10	2月22日 ～24日	「地方自治と子ども施策」 全国自治体シンポジウム2024 名古屋 「子どもの最善の利益原則に基づく子どもの施策の創出～子どもの権利を実現する文化及び社会を目指して」	「地方自治と子ども施策」全国自治体調査報告 東洋大学 内田 塔子 氏	相談員
11	2月23日	明治大学 明治大学校友会長野県支部主催 「子育て応援教室」	明治大学文学部専任教授 加藤 尚子 氏 Kids Career School 代表 菅 貴子 氏 合同会社松観堂共同代表 千葉 憲子 氏	室長
12	3月7日	公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン主催 第5回自治体職員向け勉強会(オンライン) 「子どもの権利救済機関と子どもの最善の利益～子どもの意見を聽かれる権利の保障の視点から～」	セーブ・ザ・チルドレン 村上 悠平 氏 千里金蘭大学名誉教授 吉永 省三 氏 富田林市こども政策課課長代理 大堀 雄一郎 氏 中野区子どもオンブズマン 野村 武司 氏 名古屋市子どもの権利擁護委員 間宮 静香 氏	室長 相談員

表13：研修一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

事例検討会議等は合計45回開催しました。内訳は擁護委員会議を21回、擁護委員調整を4回、相談員会議を20回開催しました（表14）。

事例検討会議等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
擁護委員会議	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	21
擁護委員調整	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	4
相談員会議	2	2	2	2	0	1	2	2	2	2	2	1	20

表14：月別会議等開催状況

VII 子どもの権利相談室 「こころの鈴」 相談員からのメッセージ

『「こころの鈴」をとおして思うこと』

室長・調査相談員 田中 有規子

「こころの鈴」の相談に耳を傾けていますと、様々な思いに行き当たります。

その一番は、子どもたちは日頃、自分の気持ちをちゃんと聴いてもらっているだろうかという思いです。家族は仕事で忙しく、友だちも塾や部活でスケジュールがいっぱいです。本人も曜日毎に習い事が入っていて、みんなほんとうに一生懸命です。向上心にあふれていてすごいなと思います。

それでも、心の内ではさざ波が立つこともあるし、不安になって自信がなくなったり、誰かの言動で傷つくこともあります。むしろそんな日の方が多いかもしれません。そういう気持ちに蓋をしたり、我慢をしないで、「今、自分いやな気持ちになってイライラしてる。その言葉で自分傷ついた。悲しくなった」とちゃんと思ってほしいと思います。いつもにこにこして、頑張り屋のいい子でいなくてもいいと思います。

自分の気持ちと向き合うと、意外と、「自分でこういうことを言われるのがいやなんだ」とか、「こういうことに敏感に反応しちゃうんだ」と気づくかもしれません。自分の感じ方の癖みたいなものかな。それは悪いことじゃないから、「自分でこう感じがちなんだよね」と思うと、ちょっとだけ冷静になれるかもしれません。もちろん、友だちや両親、先生にも癖はきっとあるので、行き違いが生じたり、衝突が起こるのは当たり前のことです。特におとなは子どもに対して、良かれと勝手に思い込む傾向があるので、癖強めに感じてしまうこともあるでしょう。

だから、うまくかわせなくてきついなと感じたり、一人では抱えきれなくなった時、あなたの回りに話を聴いてくれる誰かがいてくれるととても嬉しいです。それは家族や友だちや先生でもいいし、会ったことはないけれど「こころの鈴」のような相談の人でもいいと思います。あなたのことの大切に思い、いつも気にしている誰かに相談してみてください。問題解決はできないかもしれませんけれど、心の雲が晴れていくのを感じてほしいと思います。そうすれば今立ち止まっているところから、先へ進むパワーが生まれてくるかもしれません。

「こころの鈴」はあなたのことをいつも気にしている誰かです。あなたの声を聴きたいと思っている誰かです。子どもたちにはそういう人がいると知っていてほしいです。

そして、子どもたちの回りにそういうおとなが増えることを願っています。「こころの鈴」の活動をとおして、自分たちおとなこそが、子どもたちとともに成長していくかなければならないと深く感じています。



『相談員の活動を通して』

調査相談員 坂上 由子

今年度が始まり、子どもたちは先生や友だちとどんな出会いができたでしょうか。

新しい環境や、出会いに心をときめかせている子がいれば、戸惑っている子もいるのではないかでしょうか。私は、こころの鈴の相談員として、3年間お世話になりました。

電話の音に、ハッとして緊張して受話器をとりました。話を聞いているとメモをとるペースが追い付かず、後で考えるとどういうことだったかなと、解らないことが度々ありました。必要な事を聞き落としたり反省ばかりでした。

子どもの声を聴き、気持ちをしっかりと受け止めることの大切さを学びましたが、一回目の相談では、それが本心なのかどうかことばの裏に隠された本当の気持ちは何か、推し量ることは難しいこともありますし、子どもと共に最も良い方法を考えるためにには、次に繋がるようなことばがけや伝え方が大事だと思いました。

「話したら気持ちが楽になった」「やってみる」「できそう」という、ことばを聞けた時には、踏み出す一歩になってもらえたかなと少しは安心します。余りスッキリしない終わり方をすることもあります。

そんな時には、どうなったかなとか、今、どうしているかなと、いつも気にかかっていました。

先生の対応の仕方や、規則などの相談もありました。その中で心に残っている一つの事例があります。

先生は、いけないことをした時にはしっかり叱ってくれる。でも、この子のレベルに合った進歩がみられた時には認めてもらえたので、それが家の子のやる気に繋がったと思っていると話された。

一人ひとり違う状況の子どもを尊重した対応により、自分を受け止めてもらえていた先生との出会った時の親子の気持ちが伝ってきました。

これからも、心のよりどころとなる場所として、どんな悩みも、又、嬉しかったことも、しっかり受け止めて話を聞いてもらえる「こころの鈴」の存在、役割はとても大きいと思います。

自分を振り返る機会を与えていただいた「こころの鈴」で学んだことを心にとめ、日々、状況が目まぐるしく変わる、新しい時代の波に追いついていかれなくても、自分のペースで「自分の好き」を大事にして過ごしていきたいと思います。



『相談室から思うこと』

調査相談員 輪湖 悅子

こころの鈴の電話の着信音は、ホルスト「惑星」の木星のメロディ。違う言い方をすると、平原綾香さんの Jupiter(ジュピター)。なぜ、この着信音にしているのか経緯は分かりませんが、平原綾香の Jupiter(ジュピター)の歌詞が良かったのではと勝手に思っています。「Every day I listen to my heart ひとりじゃない 深い胸の奥でつながってる 果てしない時を超えて輝く星が 出会えた奇跡 教えてくれる …」

受話器の向こうから、泣きそうな声で、時には声にならない声で…。助けを求めて、迷い悩みながら、そして緊張しながら電話を掛けて来られる。そんな相談者の思いを、しっかり受け止めてきたのだろうか。「ことば」のやり取りの中で、「ことば」の中にある思いをこぼさず拾ってきたのだろうか。いつも、反省ばかりしています。

今は、スマホやパソコンなどで、瞬時に世界中の人と繋がれる時代。様々な情報が飛び交う時代です。遠く何千キロも離れた土地での出来事が、目の前で起こっているかのように見聞きすることが出来ます。欲しい物があれば、ポチッと押せば家に届きます。便利な世の中です。しかし、本当に幸せな世の中でしょうか。フォロワー数を増やすために、あえて他の人がやらないことをして、それにより多くの人に迷惑をかけることも。自分の思いを呟く。苛立ちや不満を呟いた一言が、回りまわって殺人鬼になってしまふこともあります。

何か、周りを気にしての行動が増えてきます。今の時代、繋がっているようで繋がっていないのではないかでしょうか。人件費削減や人手不足の解消、科学の進歩もあり、ファミレスなどタブレットで注文して機械が運んできます。人と関わることが苦手な人にとっては気が楽なんだろうなあとも思います。でも、やっぱり人は人と直接関わることで、苛立ちも起りますが、励まされ癒されることもあります。人と話すことで、人の温かみを感じることが出来ます。実際に触れて見て感じて…深呼吸したり声に出したりすることにより、より人間らしさを磨くことが出来るのではないかでしょうか。

色々な考え的人がいます。十人十色と言われるように、誰一人同じ人はいません。だから、違いを認めながら、排除ではなく手を取り合って繋がっていくと良いなあと思います。

「ありのままでずっとあいされて」「望むように生きて輝く未来」のために、こころの鈴があります。「私たちは 誰もひとりじゃない」いつも、あなたを見守っていたいと思っています。だから、何かあったら、こころの鈴を頼ってほしいです。ホッとする場所でありたい。そんな相談室になるよう、日々研鑽を積みたいと思っています。



『「こころの鈴」の相談員をやって思うこと』

調査相談員 橋爪 豊

私には小学生の孫がいます。ヤクルトスワローズ山田哲人選手に憧れて地域の野球クラブに入り、プロ野球選手を目指して土日は終日、水曜日、金曜日は夜2時間、その他朝は父親と練習に励んでいます。野球が大好きなんです。目標に向かって強い気持ちで頑張っている姿を見ていると、頬もしく感じます。

相談員を始めるきっかけになったのは、孫の笑顔を見ていて、どの子どもも皆笑顔で過ごせることができたら良いのにと感じ、子どもたちの悩み、苦しみ、悲しみを聴き、少しでも心が晴れ晴れとした気持ちになって欲しいと思ったからです。

日々の相談を聴くにつけ、もっといろいろな知識を身に着けないといけないと感じていましたので、様々な研修には積極的に参加しています。その研修で感じたことを話させていただこうと思います。

日本体育大学 半田先生の講演から、子どもの権利学習の一場面で子どもたちに「どうしていやな気持になったのか」と問うたら、①「あなたのためなんだから我慢しなさい」②「あの子はできるのにどうしてあなたはできないの？」③「どうせお前がやったんだろ？」④「あの子誘ってもどうせ楽しくないし～」などいじめの芽が出ていると思われる言葉が出て来たそうです。それらの言葉は①は価値観や意見の押し付け、②は人との比較、③はやっていないのに疑われた、④は仲間はずれにされようとしている。子どもにとって、とてもイヤな気持ちになったことでしょう。

令和6年度の相談内容で、いじめとまでは言えないまでも上記のような内容の相談が多かったと感じています。そのような時には相談者の気持ちに寄り添い、「気持ちが楽になった」と言われるまで丁寧に聴き、一緒に解決策を考えて行きます。また、すべての案件に擁護委員から助言をいただいています。

子どもにとって「相談」とは、おとなに相談するにはハードルがあるようだ、「どんなところなら相談してもいいなと思いますか?」との問い合わせに、「秘密を守ってくれる」「あたたかい雰囲気と笑顔で迎えてくれる」「怒ったりせず自分の気持ちに寄り添ってくれる」「一緒に解決策を考えてくれる」「子どものことを第一に考えてくれる」こんなところなら相談しても良いと感じているようです。

子どもたちから「こころの鈴」なら相談してもいいなと思ってもらえるような相談員を目指して、これからも子どもの最善の利益を考慮し、時には保護者と子どもの気持ちが食い違う場合もあります、大人が勝手に答えを出さず、子どもの気持ちを大切にして解決に向かうよう活動をしてまいりたいと思います。



VIII 参考資料

- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例
- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
- ◆ 令和6年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿
- ◆ 事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子もいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子も愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとのいい人間関係をつくることができるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことが

できるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとの役割を明らかにするとともに、子どもにかかるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることができます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) カケガエのない自分が大切で尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考え方や意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるように研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるように必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考え方や意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考え方や意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切なことを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力につくことができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 拥護委員の定数は、3人以内とします。
- 3 拥護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。
- 4 拥護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。
- 5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 拥護委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- (2) 子どもの権利の侵害にかかる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- (3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第18条 拥護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

- 2 拥護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。
- 3 拥護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくるときには、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めるることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雜則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の後に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

改正 平成27年3月31日規則第7号

平成31年3月18日規則第30号

平成31年4月17日規則第61号

令和2年3月26日規則第45号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

- 2 拥護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。
- 3 拥護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 拥護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- (1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。
- (2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。
- (3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て（以下「申立て」といいます。）は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立書（様式第1号）を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

(1) 申立て人の氏名、年齢、住所及び電話番号

(2) 申立て人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

(3) 申立ての趣旨

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日

(5) 権利の侵害の内容

(6) 他の機関への相談などの状況

2 拥護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかる救済を求める口頭申立記録書（様式第2号）に記録しなければなりません。

(調査)

第8条 拥護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査することができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

(1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合

(2) 拥護委員又は相談員の身分に関する事実である場合

(3) その他審議や調査の実施が不適当と認める場合

2 拥護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立人への通知書（様式第3号）により通知しなければなりません。

（調査の中止など）

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

（市の機関に対する調査など）

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

（市の機関以外のものに対する調査など）

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めるることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

(相談室の設置など)

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目8番13号に設置します。

(相談室の利用日、利用時間など)

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 相談室の休室日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

(子どもの権利相談員)

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1会計年度の範囲内とします。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

(会長及び副会長)

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。
(庶務)

第17条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雜則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第61号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年3月26日規則第45号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。様式第1号（第7条関係）

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立書

年 月 日

(宛先) 松本市子どもの権利擁護委員

(申立人) 氏名
年齢 歳
住所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかる救済を申し立てます。

1 申立ての原因となる権利の侵害があった日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所	年 月 日
2 救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____	
4 他の機関への相談・申立ての有無 有 • 無	
5 添付資料の有無 有(枚) • 無	
6 申立ての趣旨	
7 申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8 備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 • 無
6 添付資料の有無 有(枚) • 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由
備考

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打切りの通知
調査の一時中止又は打切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

◆ 令和6年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職名	氏名	就任年月日	職業等
子どもの権利擁護委員	北川 和彦	平成25年7月17日	弁護士
	平林 優子	平成27年7月17日	大学教授
	石曾根 正勇	平成29年4月1日	教育関係者
室長 調査相談員	田中 有規子	令和2年4月1日	市会計年度職員
調査相談員	坂上 由子	令和4年4月1日	市会計年度職員
	輪湖 悅子	令和5年4月1日	市会計年度職員
	橋爪 豊	令和5年7月1日	市会計年度職員

◆ 事務局

松本市こども若者部こども育成課 こども政策担当

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎別棟1階

電話：0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和6(2024)年度活動報告書

令和8年1月 発行

発行:松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13

松本市役所大手事務所 2 階

電話:0263-36-2505

FAX:0263-34-3183

メール:kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話:0120-200-195

